

令和2年度

県立おだわら諏訪の原公園 事業計画書

指定管理者

おだわら諏訪の原公園パートナーズ

令和2年度 おだわら諏訪の原公園 事業計画書 目次

【計画書1】「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	
（1）指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	… 1
（2）公園の特性を踏まえた管理運営方針	… 3
（3）利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針	… 4
【計画書2】「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	
（1）当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方	… 6
（2）委託先の選定方法	… 6
（3）県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方	… 7
【計画書3】「施設の維持管理」	
（1）植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針	… 8
（2）当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方	… 11
【計画書4】「利用促進のための取組」	
（1）より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方	… 14
（2）より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等	… 17
【計画書5】「自主事業の運営」	
（1）当該公園の設置目的を踏まえた自主事業について	… 20
（2）事業の実施体制等	… 20
【計画書6】「利用者への対応」	
（1）接客対応及びその研修等	… 22
（2）苦情処理の対応及びその研修等	… 23
（3）利用者への公園の利用指導及びその研修等	… 23
（4）サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の 事業等への反映の仕組み	… 25
【計画書7】「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」	
（1）通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容	… 28
【計画書8】「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等	
（1）事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針	… 31
（2）急病人等が生じた場合の対応	… 33
【計画書9】「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、大規模災害 発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」	
（1）当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応	… 35
（2）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方	… 37

【計画書 10】「地域と連携した魅力ある施設づくり」

- (1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築 … 4 0
- (2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成 … 4 0
- (3) 他の公園、周辺施設との交流・連携 … 4 1
- (4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容 … 4 2
- (5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携 … 4 2

【計画書 11】「適切な積算、節減努力等」

- (1) 積算（内訳）において特に留意した事項 … 4 4
- (2) 経費節減について工夫した点、努力した点等 … 4 4

【計画書 12】「人的な能力、執行体制」

- (1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 … 4 7

【計画書 13】「コンプライアンス、社会貢献」

- (1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規定の整備、法令順守の徹底に向けた取組の状況 … 4 8
- (2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況 … 4 9
- (3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 … 5 0
- (4) 障がい者雇用促進の考え方 … 5 0

計画書 1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

1) 総合的な運営方針、考え方

神奈川県立都市公園は、「県土の水と緑のネットワークの核」として、また「県内都市公園のモデル」として位置づけられており、①良好な都市環境の形成、②スポーツや文化活動等多様なレクリエーションの場、③自然とのふれあいや憩いの場、④健康増進や福祉活動の場、⑤地域の防災機能の向上等、多彩な役割を担っています。

私たちは、このような県立都市公園の役割を踏まえ、公正で公益的な、誰もが安全で快適に利用できる、質の高い管理運営を行ないます。

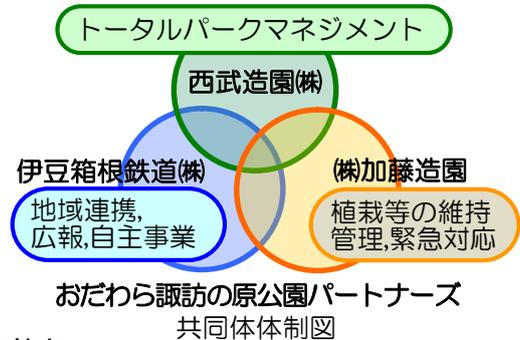
総合的な運営基本方針

- 公の施設の管理を充分認識し、公平・公正、利用者の安全を優先させます。
- 創意工夫により、質の高いサービスを公園利用者に提供します。
- 法令・条例を遵守し、県の計画に沿った管理運営を進めます。
- 公園を拠点とした取り組みにより、地域の価値の向上につなげます。
- 地域の企業・団体・県民とともにビジョンを共有し、パートナーシップを進めます。
- PDCA マネジメントサイクルに基づき、常に進化し質を高めます。

2) 共同体としての運営方針

私たちは、代表企業西武造園(株)、構成企業伊豆箱根鉄道(株)、(株)加藤造園の3つの企業による共同体です。各企業がもつそれぞれの力、個性を発揮することで、本公園の魅力をさらに高めます。

また、本公園には、隣接して花がテーマの都市公園「小田原フラワーガーデン」があり、同共同体で平成23年4月より管理運営を行なっています。



- ・都市計画公園「小田原西部丘陵公園」としての一体的な管理運営、小田原フラワーガーデンとの連携強化

本公園と小田原フラワーガーデンの2つの公園で、都市計画公園小田原西部丘陵公園(広域公園)を形成しています。私たちは両公園をより密接に連携させ、一体的なイベント・広報の実施や密な情報共有等により、相互の魅力を向上させる相乗効果を生み出します。

- ・西武造園(株)のCS向上への取り組み「Big Smile!プロジェクト」
私たちは、お客様が笑顔になれること、笑顔で過ごしていただくことを第一に考え“人”と“みどり”の環境創造サービス企業を目指します。そして、私たちが行うさまざまな取り組みを「Big Smile! (ビッグスマイル)」という言葉に集約させました。
西武造園株全社でこのBig Smile! プロジェクトを推進し、本公園においても、私たちが自身が常に笑顔で業務を遂行することで、多くの人と一緒に笑顔になれる、元気になれる豊かな環境づくりをめざします。



BigSmile!ロゴマーク

3) 全国で展開しているトータルマネジメント力の活用

西武グループでは、グループビジョン「出かける人をほほえむ人へ」をスローガンに多様な事業を展開しています。このビジョンのもと、西武造園(株)は、国営公園をはじめとする様々な種別の都市公園等の管理運営業務を、全国61箇所(令和元年4月現在)にわたり携わっており、潤いのある緑豊かな都市づくり、地域社会の発展、環境の保全に貢献し、安全で快適なサービスの提供、また、お客様の新たなる感動の創造に誇りと責任を持って挑戦しています。この多様な公園等の管理運営を通じて培われてきた「トータルマネジメント力」を総合的に活用し、公園全体のマネジメントに活かします。

4) 神奈川県の基本施策への寄与

私たちがもつ、これらの能力やノウハウ、ネットワークを本公園の管理運営に活かし、花の魅力づくり、自然環境の保全、故郷である里山の文化を伝えるイベントや健康づくりのプログラム等を実施します。また、県民の方々とともに公園を育くみ、地域コミュニティの形成・地域防災力の向上を促進します。

私たちは公園のもつ魅力や自然景観の美しさ等をさらに高め、県内・県外を問わずより多くの方が来園したいと思えるような公園づくりを実現することで、「行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川」を目指します。また、協働や連携により、県民活動やコミュニティのにぎわいを作り、県内経済を活性化させることで「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を目指します。これらの取り組みによって、私たちは指定管理者として総合計画『かながわランドデザイン』が目指す『いのち輝くマグネット神奈川』の実現に寄与できると考えています。

また、「神奈川県立都市公園の整備・整理の基本方針」に示された①自然環境の保全と活用、②災害対応とバリアフリーの推進、③地域活性化への貢献、④効率的で効果的な公園整備とサービスに取り組むことが私たちの責務であると考えています。

(2) 公園の特性を踏まえた管理運営方針

1) 私たちが目指す管理運営方針

私たちは、本公園の整備方針である①公園内の優れた自然資源や地域性の保全と活用、②身近な自然とふれあいのできる快適で適切なレクリエーション空間の提供、③グリーンエネルギーを活用したモデル公園に基づき、公園内の豊かな自然資源を地域とともに保全・活用を図ります。また、身近な里山の自然とふれあいのできる場や、散策休養の場、安全・快適で楽しいレクリエーション空間等を提供することで、本公園の魅力を最大限発揮します。

私たちは本公園の特性のうち、特にローラー滑り台と優れた眺望景観に着目し、この特性をさらに活かすため、ローラー滑り台の周辺や各所の園路沿いで、眺望と花を同時に楽しめる公園のみどころづくりに取り組みます。

また、果樹園についても公園ボランティアの運営に取り組み、県民協働の機会を拡充していきます。

その他、私たちのもつノウハウを最大限発揮した広報強化や、本公園の防災機能や環境共生型施設の特性をさらに発揮し、発信するための多様な取り組みに努めます。

豊かな里山の自然や生活文化とふれあうことで“いのち”の大切さや輝きを学ぶことができ、マグネット（磁石）のように人を惹きつけ、「また来たい」と思えるような魅力ある公園を目指して、私たちは「**地域とともに育む、ふれあいマグネットステーション（交流拠点）**」を管理運営方針とし、地域や近隣施設との連携によって公園を育てていきます。

① 眺望を活かした、季節の花のみどころづくり

- ・園内各所にナノハナやコスモスなどによる花のみどころを作ります。
- ・季節の花が楽しめる開花リレーときめ細やかな植栽管理を行ないます。
- ・柑橘畑と竹林による、ふるさとの里山景観をつくります。
- ・生物多様性に配慮し、環境共生型の公園づくりに取り組みます。

重点事業 陽だまりの丘斜面地の花のみどころづくり

② 地域やボランティアと連携してにぎわいある果樹園づくり

- ・地域の専門家や近隣施設、ボランティアの方々との協働で、果樹園のさらなる活性化や、伝統的な風致景観の継承に取り組みます。
- ・都市計画公園小田原西部丘陵公園として一体的な管理運営を実施するため、小田原フラワーガーデンとより密接に連携します。
- ・地域とともに公園の魅力を育み、人々が集まり、交流できる公園づくりを目指します。

重点事業 里山の景観、生活文化の継承

③ 観光地化により人が集まる公園づくり

- ・伊豆箱根バス停留所を集客のツールとして活用し、ともに停留所を有する小田原フラワーガーデンと利用者の相互誘致を図ります。
- ・神奈川県内最長のローラー滑り台がある公園として、大雄山線等の伊豆箱根鉄道グループのネットワークで本公園の広報を強化します。また、フリー乗車券を紹介し、沿線地域と共栄を図ります。
- ・神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡会（WESKAMS）ウェスカムスに参加し、県内観光施設との連携を強化します。
- ・日本の暦「二十四節気」イベントや、県と協議の上で手ぶらBBQ（自主事業）等のサービスを提供し、楽しめる公園づくりをします。

重点事業 伊豆箱根鉄道グループのネットワークを活かした情報発信

④ 災害に備え、誰もが安心安全快適に利用できる公園づくり

- 行き届いた清掃管理や、きめ細やかな施設点検、ユニバーサルデザインの整備等、誰でも安心安全に利用できる公園環境を整えます。
- 地元企業のネットワークを活かし、緊急時には迅速に対応します。
- 国営東京臨海広域防災公園のノウハウを活かし、全国一斉防災イベント「そなえパークの日」の実施や合同防災訓練等、地域防災力の向上に取り組みます。

重点事業 災害時に備えた取り組み・地域連携

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

1) 誰もが安心安全に利用できる公園づくりに取り組みます

利用者の安心・安全を第一に考え、大規模な災害時から、利用時に起こりうる身近な危険まで様々なリスク管理を徹底します。

地域と連携した防災訓練等の実施により、日ごろから災害時の公園の役割を県民に伝え、防災体験イベントの実施等により地域防災力の向上を図ります。

施設についても、きめ細やかな清掃管理・植栽管理を徹底し、常に清潔・快適で緑が美しい憩いの空間で誰もが快適に利用できるような公園づくりをします。特にトイレは直営による毎日の清掃を徹底します。

2) 利用者ニーズに応えるおもてなしサービスを実施します

高齢者や障がいを持つ方、乳幼児連れの利用者、外国人利用者等の様々な来園者が誰でも心地よく過ごせるよう、バリアフリー化を推進し、おもてなしの心でユニバーサルデザインを充実させます。

イベント等については現在の既存プログラムに加え、小田原フラワーガーデン等と連携したイベントや、ボランティアとの協働によるイベント、環境学習イベント等、子供から大人まで誰もが楽しめるような魅力ある利用プログラムを実施します。

定期的なアンケートや第三者評価等を実施し、利用者からの要望・意見を正確に把握し、常にニーズに応えた施設・サービスの充実を図ります。

3) 地域とともに公園の魅力を上向きさせ、地域活性化へ貢献します

ボランティアとともに公園の花壇づくりに取り組み、県民のアイディアを活かしたイベント等の実施、作品発表の場としての活用、教育機関の受け入れ等、多様な県民協働の機会をつくり、伝統行事の継承や文化を育み地域を元気にする公園づくりに取り組みます。

また、花の名所づくりや、小田原フラワーガーデンをはじめとする周辺施設との連携強化、私たちグループのネットワーク等を活用して、本公園の魅力を拡充し、さらなる利用向上と相乗的な効果による地域経済の活性化を図ります。

4) 自然環境への配慮、環境教育イベントの実施等に取り組みます

西武造園(株)は“人”と“みどり”の環境創造サービス企業です。神奈川県環境基本計画や神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針に基づき、生態系や生物多様性へ配慮した動植物の生息環境づくり、自然環境モニタリングの実施、環境負荷の軽減対策等に取り組みます。

また、本公園の管理事務所(パークセンター)では太陽光発電等の新エネルギー活用等の推進がされており、利用者に向けてその仕組みを伝えます。さらに、自然体験、昆虫観察やはち育(養蜂)等をテーマにした環境教育のイベント実施、ごみの持ち帰り運動等といった循環型社会への普及啓発活動にも取り組みます。

【令和2年度実施内容】

- 総合的な運営基本方針に則って運営を行います。
- イベント、防災訓練で小田原フラワーガーデンと連携を図り、一体的な管理運営を行います。
- 公園内の豊かな自然資源を地域とともに保全・活用を図ります。
- 身近な里山の自然とふれあいのできる場や、散策休養の場、安全・快適で楽しいレクリエーション空間等を提供します。
- 園内各所にナノハナやコスモスなどを植栽し大規模花壇を創出します。
- ボランティアを募集し里山の風景、柑橘畑の利用を活性化します。
- 二十四節季イベントを四季に応じて4回以上実施します。
- 西武造園グループが管理している公園が一斉に行う「そなえパークの日」イベントを実施します。
- 平成27年度に作成したハザードマップを活用し、災害に備え、誰もが安心安全快適に利用できる公園づくりを実施します。
- 小田原フラワーガーデンと連携したイベントを1回以上実施します。
- ボランティア協働のイベントを1回以上実施します。
- 環境学習イベントを、年4回以上実施します。
- 「ゴミの持ち帰り運動」他、掲示物により循環型社会への普及活動、マナーアップキャンペーンを実施します。
- 「神奈川県立都市公園の整備・管理の基本方針」「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を意識し、公園の運営を行います。

計画書 2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

業務委託・修繕工事は県内企業へ優先的に発注し、物品は県内企業が製造・加工したものを優先的に調達します。さらに、環境への負荷低減に配慮した物品の調達に努めます。

(2) 委託先の選定方法

1) 複数社からの見積りによる委託先検討

- ・見積依頼書の発行により、業務内容と範囲・管理水準を明確にした上で、複数社から見積りを取りコストダウンに努めます。

2) 必要な免許・資格を有する事業者への委託

- ・専門的知識や資格を必要とする消防設備・浄化槽設備・エレベーター設備等の点検業務や、ゴミの運搬処理・缶ビン処理業務については、必要な許認可、免許・資格をもつ事業者を適切に選定し、委託します。
- ・植栽管理等一部の維持管理業務や広報業務については、外部委託ではなく各構成企業の能力やノウハウを活かして直営で実施します。

3) 反社会的勢力との関係遮断

- ・私たちは反社会的勢力との関係を遮断するため、代表企業の反社会的勢力対応基本規程を整備しています。私たちは当規程に基づき、社内体制の整備・従業員の安全確保・外部専門機関との連携等に取り組み、「神奈川県暴力団排除条例」を遵守して、随時県に報告・相談し、情報を共有します。
- ・反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供をしません。

4) 県内企業への優先的発注

- ・公園の管理運営業務は県の公共事業の一環と捉え、優先的に県内や県西地区企業へ発注します。

5) 社会保険加入の確認

- ・業務の発注にあたり、西武造園(株)の発注ルールに則り、社会保険等に参加するための法定福利費が、発注者から元請企業、再委託先へ、更に個々の技術労働者まで適正に支払われるよう、社会保険未加入企業は排除する等の対応を行います。

(3) 県内（地域）経済への配慮、県内（地域）企業への委託の考え方

私たちは公園の管理運営を通じてより魅力ある神奈川県の緑づくり・地域活性化に寄与するため、「ひと」「もの」「かね」が地域内でまわるよう、『ひと』地元人材の雇用促進、『もの』地産地消によるものの流れ、『かね』県内企業への発注・地場産業の活性化を図り、地域に根ざした公園の管理運営、そして、公園管理運営を介した地域貢献を進めます。

1) 県内（地域）企業への委託の考え方

外部委託はできる限り県内企業に発注します。

2) 県内（地域）経済への配慮

① 公園オリジナル商品の販売

公園ロゴ等が入ったオリジナルの商品を県内事業者と共同で商品化し、公園のお土産として販売します。

② 花卉の生産発注

久野地区で花卉生産に携わる久野花卉部会に、公園から花苗等の生産発注をすることで、地域の花卉生産業の活性化にも努めます。

③ 地域の人材活用

私たちは、地域のことを愛し、熟知している重要な人材として地元雇用を積極的に進めており、また、シルバー人材センターの人材活用も行なう等、地域の高齢者の方々が働ける場をつくります。

④ 地元企業や団体等との連携によるイベント実施

私たちは小田原フラワーガーデンをはじめとする他公園での実績とノウハウを活かして、地域と連携したイベント開催、PR事業への相互乗り入れ、商品開発、物販等を積極的に行います。特に、公園の知名度を活かして集客し、地域の企業や団体等がイベント等で収益やPR効果が得られるよう、地域経済に貢献する事業を行います。さらに、園内でまちの観光をPRすることで、公園の観光客をまちに誘客し、さらなる地域の活性化を図ります。

また、イベント資材等の物品についても、優先的に地元から購入します。地元の材料を活用して、地産地消の要素があるイベントやサービス提供等を行ない、地域活性化に寄与します。

計画書 3 「施設の維持管理」

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

1) 基本的な考え方

① 実施体制、技術力の活用

維持管理リーダーの下に管理スタッフを配置し、体制を整えます。また、有資格者による指導や研修を定期的実施し、技術力向上に努めます。

② 安全管理の徹底

利用者の安心・安全を第一に考え、リスク管理を徹底します。また、きめ細やかな管理による施設の長寿命化、快適で清潔な環境維持にも努めます。

③ 管理マニュアル、チェックリストによる維持管理

公園管理（施設・樹木等）、施設整備点検、清掃等作業ごとの管理マニュアル、チェックシートを作成し、日常の維持管理を的確・効率的に実施します。

④ コスト管理の徹底

マルチスタッフ化や共有資材の活用等により、高いレベルの管理水準の維持と経費縮減を両立させるコスト管理を徹底して行ないます。

⑤ 多角的な評価を踏まえた PDCA マネジメントサイクルによる管理水準の向上

多角的な評価を踏まえたPDCAマネジメントサイクルを運用し、常に管理水準の向上に努めます。

2) 植物管理について

維持管理基準書に基づく管理に加え、樹種の特徴等に応じた適切な管理をします。

① 樹木管理

管理項目	業務内容	頻度	求められる管理水準以上の取り組み等
高木管理	常緑樹 園路,広場,公道, 民地沿い: 120本	適宜	必要に応じて、年度毎に実施エリアを選定し、計画的に実施する。 <u>新芽が出る前、新芽が固まった後に</u> 繁茂した樹木の軽剪定を行い自然樹形に整える。
	落葉樹 園路,広場,公道, 民地沿い: 120本	適宜	必要に応じて、年度毎に実施エリアを選定し、計画的に実施する。 <u>休眠している12月~2月に</u> 繁茂した樹木の軽剪定を行い、自然樹形に整える。
	枝下ろし 園路,広場,公道, 民地沿い: 120本	適宜	目視点検で <u>安全上必要と認められる時</u> もしくは苦情、要望等が寄せられた時に利用上の安全や、樹木の生育上問題のある枝を切除する。
	病害虫防除 園内: 255本	原則年1回	「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」に基づき、予防と早期発見による剪定防除と物理的駆除を基本とし実施する。農薬の使用は極力控える。
	枯損木処理 園内全域: 20本	適宜	必要に応じて、 <u>安全上不可欠と認められる場合</u> 及び樹林地の保全に影響を及ぼす場合に、地際より伐採する。
	施肥 屋上: 299本	年1回	屋上緑化植栽の樹勢回復を目的とする為、 <u>花後や秋季</u> に即効性の物を施す。
中低木管理	刈込物手入 屋上: 168㎡	年1回	徒長枝を中心に、園路にはみ出した枝を刈込み、樹形を整える。 <u>同じ箇所での剪定を避けコブの形成を抑制する。</u>
	刈込物手入 園内全域: 1941㎡	年1回	徒長枝を中心に、園路へはみ出した枝や視線を遮る高さに伸びたものを機械により刈り込み、樹形を整える。 <u>同じ箇所での剪定を避けコブの形成を抑制する。</u>

② 草地管理

草地管理	機械除草（法面） 多目的広場外周 1,268㎡、 駐車場 455㎡、調整池 1817㎡、 ローラー滑り台周辺 8100㎡、 滑り台管理路周辺 1000㎡	年4回	肩掛式芝刈機を用い、雑草を刈り取る。 <u>樹木周りは、刈刃で樹皮を傷つけないよう注意する。</u>
	人力除草 多目的・展望広場 1783㎡、 屋上 90㎡、修景池 68㎡、 花壇 185㎡	年4回	機械を用いることのできない部分（植込み地内）の雑草を刈り取る。鎌等の道具を使用する場合、 <u>株元の樹皮を傷つけないよう注意する。</u>
	生物多様性に配慮した除草	適宜	除草の刈込み回数、頻度、刈高等を調整し、昆虫等の生息を推進する。

③ 芝地管理

芝地管理	芝刈り 機械芝刈り(斜面部) 展望広場(諏訪神社側) 558㎡、 多目的広場 1292㎡、調整池 2137㎡ パークセンター周辺 749㎡、 修景池 4338㎡、駐車場 981㎡	年4回	肩掛式芝刈機を用いて芝を刈込み、健全な育成を図る。直立茎と葉の境目である生長点の下で刈り、 <u>直立茎が露出してしまいう「軸刈り」を行わないよう注意する。</u> また、ゼブラカットにより美しい芝生景観を保つ。
	芝刈り	年5回	直立茎と葉の境目である生長点の下で刈り、 <u>直立茎が</u>

	機械芝刈り(平坦部) 展望広場 3704 m ² 、参道 702 m ² 、 多目的広場 6847 m ² 、 駐車場 3550 m ² 、修景池 9101 m ²		<u>露出してしまう「軸刈り」を行わないよう注意する。</u> 肩掛式芝刈機を用いて芝を刈込み、健全な育成を図る。 また、セブカットにより美しい芝生景観を保つ。 ※修景池まわりは年4回
	施肥 展望広場 3704 m ² 、調整池 4338 m ² 、 参道 702 m ² 、多目的広場 6847 m ² 、 修景池 9101 m ² 、駐車場 4986 m ²	年1回	芝に肥料を与え生育促進を図る。実施する際は <u>成分・量に留意し「肥料焼け」に注意</u> する。
	目土かけ 施肥箇所全域 29678 m ²	適宜	必要に応じて、目土をかけ <u>不陸を調整</u> するとともに <u>発芽・発根を促進</u> する。

④ 草花管理

草花管理	花壇管理 多目的広場 展望広場 145 m ² 、 タリア園 40 m ² 、園内プランター 18 m ²	年2回	耕耘、肥料の鋤込みと、植付けを実施する。耕耘の際、 <u>小石やゴミ等を取り除く</u> 。植物の生長を考え配植する。駐車場からの園路等にプランター等を増やす。
-------------	---	-----	--

⑤ 果樹林管理

果樹林管理 ふるさとの果樹園 1413 m ² 30 本	機械除草	年4回	下草刈り(刈り放し)を実施する。 <u>刈刃で果樹の樹皮を傷つけないよう注意</u> する。	
	施肥	年3回	果樹に肥料を与え生育促進を図る。 <u>元肥、追肥、礼肥にあった成分・量</u> を適切な時期に施す。	
	病害虫防除	年3回	初夏、初冬、春に <u>風向き・強さに注意</u> して動力噴霧器で散布する。	
	剪定	年1回	<u>軽剪定</u> ：果実を实らせるよう、 <u>花芽を残すよう樹木の生長サイクルに合わせて剪定</u> する。良い芽のある枝を残し枯れ枝等を取り除く。	
		年1回	<u>摘果</u> ：立派な実を付けさせるために特に充実した実を残して生育の良くない実を摘み取る。	
草地管理 9200 m ²	機械除草(法面)	年3回	肩掛式芝刈機を用い、雑草を刈取る。 <u>樹木周りは、刈刃で樹皮を傷つけないよう注意</u> する。	
	竹林管理	6000 m ²	年2回 <u>機械除草(法面)</u> ：肩掛式芝刈機で、雑草を刈り取る。 年1回 <u>間伐・処理</u> ：竹を間引き竹林を適正に管理する。	
	調整池放水路管理		年2回	<u>機械除草(法面)</u> ：調整池の放水路について、放水断面が保てるよう適性に管理する。
			年1回	<u>竹間伐・処理</u> ：調整池の放水路について、放水断面が保てるよう適性に管理する。
			年2回	<u>落葉・枯枝等清掃</u> ：調整池の放水路について、放水断面が保てるよう適性に管理する。
	果樹林管理	ミカン 2700 m ² 、43 本	年3回	<u>機械除草</u> ：肩掛式芝刈機を用い、雑草を刈り取る。 <u>刈刃で果樹の樹皮を傷つけないよう注意</u> する。
			年3回	<u>施肥</u> ：果樹に肥料を与え生育促進を図る。 <u>元肥、追肥、礼肥にあった成分・量</u> を適切な時期に施す。
			年3回	<u>病害虫防除</u> ：初夏、初冬、春に <u>風向き・強さに注意</u> して動力噴霧器で散布を行う。
			年1回	<u>軽剪定(春期)</u> ：果実を实らせるよう、 <u>花が咲く前(2～4月)に、立枝・混枝等を剪定</u> する。良い芽のある枝を残し枯れ枝等を取り除く。
			年1回	<u>摘果(夏期)</u> ：立派な実を付けさせるために、 <u>7月～9月</u> 、特に充実した実を残して <u>虫食い・未成熟</u> の実を摘み取る。
果樹林管理	キウイ 1000 m ² 、10 本	随時	ボランティア活動を立ち上げ、協働による管理を行ないます。	
		年3回	<u>機械除草</u> ：肩掛式芝刈機を用い、雑草を刈り取る。 <u>刈刃で果樹の樹皮を傷つけないよう注意</u> する。	
		年3回	<u>施肥</u> ：果樹に肥料を与え生育促進を図る。 <u>元肥、追肥、礼肥にあった成分・量</u> を適切な時期に施す。	
		年3回	<u>病害虫防除</u> ：初夏、初冬、春に <u>風向き・強さに注意</u> して動力噴霧器で散布を行う。	
		年1回	<u>軽剪定(春期)</u> ：より良い花を咲かせるために、 <u>早春(2月迄)に、隣り合った密接した枝、主枝の上からでる枝等</u> を取り除く。	
		年1回	<u>摘果(夏期)</u> ：立派な実を付けさせるために、 <u>開花1ヵ月後の6月下旬～7月上旬</u> に、特に充実した実を残して <u>虫食い・未成熟</u> の実を摘み取る。	
		随時	ボランティア活動を立ち上げ、協働による管理を行ないます。	
草地管理	ふるさとの果樹 5000 m ²	年4回	<u>機械除草(法面)</u> ：肩掛式芝刈機を用い、雑草を刈り取る。 <u>樹木周りは、刈刃で樹皮を傷つけないよう注意</u> する。	

	ふるさとの果樹 3800㎡	年3回	機械除草(斜面) : ハンドガイド式芝刈り機を用い、雑草を刈り取る。
	見晴らしの丘 3250㎡	年2回	機械除草(法面) : 肩掛け式芝刈り機を用い、雑草を刈り取る。 樹木周りは、刈刃で樹皮・樹幹を傷つけないよう注意する。
	見晴らしの丘 6250㎡	年3回	機械除草(斜面) ハンドガイド式芝刈り機を用い、雑草を刈り取る。

3) 清掃管理について

維持管理基準書に基づく管理に加え、直営によりトイレ清掃を重点的に行ないます。

日常清掃	園内・広場清掃	各所 26,000㎡	毎日	従業員による日常巡回時に、園路・広場のゴミの拾い集めゴミ収集場所まで運搬する。
	側溝清掃	園内各所 1式	適宜	堆積物により、流れが阻害される場合に除去する。
	工作物清掃		週1回	従業員による日常点検時にゴミの除去、汚損箇所の拭き掃除を行う。トイレは、 <u>毎日、掃き掃除、ペーパー補充、汚物入れ回収、洗面台の拭き掃除、水洗いは週3回行う。</u>
	水飲み場、四阿、休憩所、ベンチ、野外卓、階段、その他工作物、修景池・流れ 1式、監視カメラ 1式 トイレ 1式		月1回	
	パークセンター清掃		適宜	従業員による掃き掃除・拭き掃除等簡易清掃を行なう。
定期清掃	流れ清掃	陽だまりの流れ 1式	年7回	高圧洗浄機により流れの苔・土砂の清掃を行う。
	池の清掃	陽だまり修景池 1式	年7回 年4回	藻の除去、運搬、処理を行う。 濾過槽のフィルター内のゴミ除去等の清掃を行う。
	床・ガラス清掃		月1回	床ワックス掛けを行う。
	パークセンター 床 586㎡		週4回	簡単な備品等は動かし、床のモップ掛けを行う。
	照明 197箇所、窓ガラス 137㎡		年2回 月1回	照明器具の拭き掃除を行う。 窓ガラスの拭き掃除を行う。
	ゴミ運搬処理・缶ビン類処理		月1回	ゴミ集積所の一般ゴミの場外搬出・処分をする。
	その他ゴミ処理		必要に応じて	伐採・刈込・草刈で発生した残材を処分する。 ※場内処分を基本とするが量が多い場合

4) 保守点検について

維持管理基準書に基づく管理に加え、自主点検等を適宜行ないます。

法定点検	消防設備点検		年2回	業務委託(有資格者)による消防法に基づく、自動火災報知設備、誘導等設備の法定点検を実施する。
	パークセンター			
	浄化槽設備点検		年1回	業務委託(有資格者)による浄化槽法に基づく、浄化槽の法定点検を実施する。
	パークセンター、陽だまりの丘			
	エレベーター設備保守点検		年1回	業務委託(専門業者・有資格者)によるエレベーター設備の保守点検を実施する。
定期点検	パークセンター			
	受変電設備点検		年1回	業務委託(専門業者・有資格者)による受変電設備の保守点検を実施する。
	受変電設備			
	建築物等の定期点検		定期	業務委託(有資格者)による建築基準法・「建築物点検マニュアル・同解説」に基づき定期点検を実施する。
	パークセンター			
	空調設備点検		年2回	業務委託(専門業者・有資格者)による、冷暖房切替、清掃、保守点検を実施する。
	パークセンター			
	受変電設備点検		月1回	業務委託(専門業者・有資格者)による、自家用電気工作物の保守点検・清掃を実施する。
	受変電設備			
	エレベーター設備点検		月1回	業務委託(専門業者・有資格者)による、エレベーター設備の保守点検・清掃を実施する。
日常点検	パークセンター			
	監視カメラ点検		年1回	業務委託(専門業者・有資格者)による、監視カメラ一式の点検・調整・清掃を実施する。
	パークセンター・園内全域			
	遊具点検		年1回	業務委託(専門業者・有資格者)による、ローラー滑り台、大型遊具の点検を実施する。
	ローラー滑り台・大型遊具			
			月1回	チェックリストに基づく自主点検を実施する(詳細P27)。
			毎日	巡回時に、従業員による目視点検を実施する。
	浄化槽設備点検		月2回 年4回	業務委託(専門業者・有資格者)による、浄化槽点検・清掃を実施する。
	パークセンター、修景池			
	設備点検	受水槽、分電盤		週1回
工作物点検	トイレ・遊具・ローラー滑り台		毎日	従業員の目視点検、破損、汚損、動作不良箇所を確認する。
工作物点検	四阿、パーゴラ、ベンチ、野外卓、階段、池・流れ		月1回	従業員による目視点検、破損、汚損箇所の確認を実施する。
工作物点検	照明灯、放送設備		月1回	従業員による点灯確認、動作確認を実施する。
雨水排水設備	園内各所		月1回	従業員による目視点検を実施する。
汚水排水設備	園内各所		月1回	従業員による目視点検を実施する。
パークセンター	屋上入口		毎日	従業員により朝夕の門扉開閉作業を実施します。

	屋上門扉			
その他	小破修繕	各所	随時	従業員により簡易な修繕を実施する。

5) 受付等の運営管理について

利用者サービスの向上のため、情報発信や地域連携に特に重点的に取り組みます。

①利用促進

情報発信、PR活動 (詳細P17)	随時	・イベント情報や季節の開花情報等を様々な情報ツールを活用し、発信します。(公園ホームページ、ブログ、チラシ、伊豆箱根鉄道グループのネットワーク等)
イベント等の定期開催 (詳細P14)	随時	・年中行事や花の開花期にあわせて、地域に根ざしたにぎわいイベント等を実施します。

②関係団体等との連携

地域や団体等との連携 (詳細P40)	随時	・地域の方々、団体、近隣施設、公園ボランティア等との協働により、利用促進や適正な管理運営の質、利用者満足度の向上を図ります。
-----------------------	----	--

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

1) 本公園のゾーン別特性と課題

- ・本公園は、県西地域の活性化を図る交流拠点として「ふるさとふれあい公園」をテーマに整備され、広い園内の各ゾーンではそれぞれ特長ある施設や自然環境があり、また、今後整備区域が順次拡大していく予定の広域公園です。
- ・私たちは本公園の設置目的や基本方針、下図に示す各ゾーンの特性と課題を踏まえ、運営管理業務の内容及び基準・ゾーン別管理運営方針に基づき年間維持管理計画を作成し、適切な維持管理を実施します。

2) 年間維持管理計画

- ・本公園の維持管理基準書に基づき、年間維持管理計画表の内容を実施します。また、繁忙期や植物の状態といった必要に応じて適宜回数を増やす等、適切に管理します。

3) 重点的な取り組み

① ローラー滑り台の周辺や各所の園路沿いで、「花のみどころ」づくり（広場ゾーン）

- ・本公園の特徴的な施設であるローラー滑り台近くの陽だまりの丘斜面広場や各所の園路沿いで、ナノハナやコスモス等による、見ごたえある花のみどころづくりに取り組みます。
- ・開花期には花の中を滑ることができるローラー滑り台を本公園の名所として PR します。

② 季節の「花のみどころ」創出（各ゾーン）

- ・広場ゾーンの芝生地にクロッカスを植栽し、花のすぐそばを散策できる、居心地のよい雰囲気づくりをします。
- ・また、多目的広場のチューリップ花壇管理を継続します。
- ・皇帝ダリアについては、現在実施している挿し穂プレゼントを継続し、花のある街づくりにも取り組みます。
- ・樹林地ゾーンでは、県花のヤマユリ生育環境等に配慮します。
ヤマユリ生息地周辺の草刈りは夏期に5分、枯れた後は通常の草刈りとします。
- ・「園内開花状況」をご案内し、見頃の花を楽しんでいただけるようにします。

③ ボランティア協働による果樹園づくり（果樹園ゾーン）

- ・「ふるさとの果樹園ゾーン」については、ボランティア活動として『みかんの会』を運営し、協働で管理や収穫等、果樹園の適正な維持管理に取り組むとともに、ふるさとを感じる景観づくりに努めます。
- ・果樹の収穫時期にあわせて収穫祭イベントを開催し、ボランティア団体の方々や、近隣農家・農業関係団体等と連携して、公園や地域全体のにぎわいを創出します。
- ・ガイドツアー等も実施し、果樹園のさらなる活性化を図ります。

④ 常に清潔なトイレ空間の維持（パークセンター及び周辺ゾーン）

- ・トイレは毎日従業員が直営できめ細やかな清掃を行なうことで、いつでも快適に利用できるようにします。土日祝日等の繁忙期には点検回数を増やします。また、直営での清掃対応により質の向上とともにコスト節減も図ります。
- ・季節の花の一輪挿しやトイレアートによる壁飾り等、季節感をもたせた演出を行いません。

⑤ ローラー滑り台の安全管理（広場ゾーン）

- ・ローラー滑り台については安全対策や定期点検を重点的に実施し、安全管理を徹底します。

【令和2年度実施内容】

- 公園内をゾーン分けし、各ゾーンの課題をスタッフで共有し維持管理を行います。
- ローラー滑り台近くの陽だまりの丘斜面広場に、大規模花畑を創出します。
- ナノハナの大規模植栽を行います。
- 広場ゾーンの芝生地にクロッカスを植栽します。
- 多目的広場のチューリップ花壇管理の体制作りを協働により行います。
- 皇帝ダリアの挿し穂プレゼントを継続します。
- ヤマユリ生息地周辺の草刈りは夏期に5分、枯れた後は通常の草刈りとします。
- 開花カレンダーを作成し、運営に従って精度を上げます。
- 果樹ボランティアの体制の拡充を図ります。
- 毎日のトイレ清掃を直営により行います。
- ローラー滑り台の安全管理を徹底します。

計画書 4 「利用促進のための取り組み」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

1) 実施方針

公園全体の利用者数の増加や、施設の利用促進のため、公園の魅力や取り組みを「知り」、魅力あるイベントやプログラムに「参加」し、また行きたいと「再来園（リピート）」する取り組みをリンクさせた取り組みを充実させます。

また、公園の管理運営方針「地域とともに育む、ふれあいマグネットステーション（交流拠点）」に基づき、豊かな自然を満喫しながら、里山の自然や生活文化とのふれあい、公園を通じて成長し、遊びながら“いのち”の大切さや輝きを学ぶ喜び・発見が出来るような、魅力あるイベント等を実施します。

2) 利用促進のための「にぎわいイベント・プログラム」の実施

- これまで行なわれてきたプログラムは基本的に踏襲し、利用者ニーズを踏まえながら内容の拡充等を検討します。また、新たな魅力を創出するイベント等を実施します。
- イベント等の実施にあたり、ボランティアの方々や近隣施設・地域の方々等との連携を積極的に図り、公園だけでなく、地域全体のにぎわい創出やコミュニティ活性化、地域経済振興への寄与を図ります。

・実施イベント案

区分	プログラム	内 容
各種体験、講座等	各種体験	子どもまつり（4月） 春の公園祭り（5月） 小田原フラワーガーデンのGWフェスタと連動して実施 タケノコ収穫体験（5・6月） ツリークライミング体験（6～9月） ジャガイモ堀体験（7月） 秋の公園祭り（10月） 小田原フラワーガーデンのオータムフェスタと連動して実施 サツマイモ収穫体験（10月） ミカン・キウイ収穫体験（11・12月）
	各種講座、教室等	フラワーアレンジメント教室（10月） クリスマスリース教室（12月） ミニ門松作り（12月） 新春凧作り教室（1月）
	常設体験コーナー	クラフトコーナー
開花期	花のイベント	園内各所の花のみどころの見頃にあわせて、ガイドツアーやクイズ等のイベントを実施します。
子供向け	クラフト作品コンテスト	クラフトコーナーで作品の公募を行ない、作品を公園で展示し、一般投票等のコンテストを実施します。
環境学習	皇帝ダリア花いっぱいプロジェクト	皇帝ダリアの挿し穂プレゼントを継続し、花のある街づくりにも取り組みます。
	はち育	園内にてミツバチを飼育し、公園のブランドハチミツを生産・販売する他、ミツバチの生態を学ぶ環境学習や、蜜蝋を使った工作等を行ないます。
	日本の暦「二十四節気」を感じる伝統イベント	日本の伝統的な「二十四節気」 にあわせ、季節のクラフト教室や、サクラやスイセン等季節の花の観察会等、季節を感じるイベントを開催します。

里山体験 文化伝承	ガーデニング教室	親子で園芸に親しむ季節の花材を使った寄せ植え等を作ります。
	お正月遊びイベント	コマ回しやけん玉などをスタッフが教えるほか、年始には羽子板や凧の貸し出しを、また、和凧作り教室などを行います。
教室・講座	未病対策イベント	各運動団体等と連携し、運動の仕方、正しい歩き方や道具の選び方、おすすめのコースを体験する教室のほか、誰でも参加できる運動系イベントを月1回以上実施します。また、小田原市内の公園と連携したウォーキングイベントも実施します。
健康づくり	ラジオ体操ポイントカード	ラジオスタンプカードを発行し、ラジオ体操に参加いただくごとにスタンプを押し、回数に応じて表彰を行います。
地域連携	神奈川県立生命の星・地球博物館と連携した自然観察会	神奈川県立生命の星・地球博物館学芸員の方を講師に招き、昆虫観察や標本作り等のイベントを連携して実施します。
	パークボランティア交流会	ボランティア同士の交流を目的に、他公園の視察や互いの活動発表会、意見交換の場を作ります。 小田原フラワーガーデンと連動して実施
	花の植え付けイベント	ボランティアや近隣幼稚園の園児たちとチューリップ等の花壇をつくります。
	小田原西部丘陵合同クイズラリー	小田原フラワーガーデンとの連携で、 <u>両公園の園内各所にクイズパネルを設置し、ラリー形式で問題を解きながら園内をまわってもらいます。問題数やコースを増やし、内容を拡充します。</u> 小田原フラワーガーデンと連動して実施
	ドッグランイベント	仮設ドッグランやしつけ教室等を行なう他、公園利用のマナー啓発を行います。
西武グループ連携	全国一斉防災イベント（そなえパークの日）	西武造園㈱が管理運営する全国の公園で3月に一斉防災イベントを開催し、地域の消防署等と連携し、防災クイズラリーや紙食器づくり、起震車体験、東日本復興支援や防災グッズの物販等を実施します。 小田原フラワーガーデンと連動して実施

3) 閑散期の園内施設の有効活用について

特に、6～9月、12月は利用者数が平均8千人/月と減少する傾向がみられます。この傾向を踏まえ、夏や冬の季節にあわせたイベント等を開催します。

① 日本の暦「二十四節気」を感じる伝統イベントの開催

➡ 効果：夏や冬のにぎわい創出、ふるさとを感じ何度も訪れたいくなる里山づくり

伝統的な暦である「二十四節気」にあわせて、豊かな里山の自然や、生活文化とふれあうことのできるイベントを開催します。また、野菜や果樹を育て、収穫する体験を通じて、日本の「旬」を感じていただきます。

② 眺望と花を楽しみながら滑る「ローラー滑り台」を名所としてPR

➡ 効果：眺望に花のみどころを加え、集客効果アップ

ローラー滑り台近くの斜面広場にコスモス等の花のみどころを創出し、眺望を楽しみながら、花に囲まれて滑る「ローラー滑り台」を体験できることをPRし、集客を図ります。また、開花期にあわせたイベントを開催し、子ども向けのクラフト体験等のイベントを実施します。

③ 健康づくりウォーキングイベント等の開催 ➡ 効果：冬季の利用促進、健康づくり

冬季の利用促進として、ウォーキング教室等の健康づくりイベントを実施します。

④ 小田原フラワーガーデンとの合同イベント開催 ➡ 効果：両公園の回遊性・公園利用のアップ

本公園の利用者数が少なくなる夏・冬季にかけて、小田原フラワーガーデンでは、ヘリコニア・ロストラータ（7～9月頃）やウメ（1～3月）等の花が見ごろを迎え、多くの利用者が訪れます。これにあわせて、両公園で合同イベントの実施や、本公園の駐車場利用、バス停留所利用を案内し、動線を設定することにより、相互の公園の回遊性を高めます。

⑤ 自主事業によるBBQ場の実施 ➡ 効果：地域特産品PR、利用促進・滞留時間アップ

平成29年度に開始したBBQ場を継続して実施します。

4) 実績あるプログラムの開催によって得られる効果

私たちは全国の公園等の管理運営や、観光施設運営等に携わっています。これらの施設等で多様なイベント・プログラムを実施してきた企画力を最大限活かし、公園の利用促進はもちろん、地域の活性化や緑化意識啓発にも取り組みます。

5) その他、イベント実施にあたっての取り組み

- イベントの実施にあたっては、さまざまな利用者に配慮し、つねに笑顔の接客サービスを提供します。
- いつでも安心安全に公園を利用できるように、安全確保や美観維持を徹底します。
- 利用者ニーズを把握し、常にイベントの質向上のための改善に取り組みます。

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR活動の内容等

1) 公園利用者数の目標値について

私たちは、多様なイベントの開催や、ネットワークを活かした広報活動の拡充に努め、平成27年度提案時点の目標 13万人/年を上回る、公園利用者数 15万人/年以上を目指します。

2) オリジナルのホームページ・ブログを活用した情報発信

- 公園のホームページ・ブログ・フェイスブックページを運用し、概要や交通アクセス、イベント情報等を発信します。
- 従業員によるブログ「公園だより」で、イベントの実施風景や開花情報等タイムリーな情報を発信し、公園に来園したことのない人にもわかりやすく公園の魅力を伝えます。
- 西武造園㈱が管理運営する全国の公園等や、伊豆箱根鉄道グループのホームページといった関係施設と相互リンクを掲載し、アクセス数を増加させます。

3) 都市計画公園「小田原西部丘陵公園」としての一体的な情報発信

- 都市計画公園「小田原西部丘陵公園」としてより一体的な広報を実施するため、小田原フラワーガーデンとの合同パンフレットを作成し、両公園利用者の回遊性や、相互送客を促進させます。また、合同制作によりコストを抑えます。
- 本公園のパンフレット・イベントチラシを、小田原フラワーガーデンのチラシ設置先に一緒に設置することで、広報強化に取り組みます。
- 両公園で施設概要や季節のみどころ情報を共有し、お互いに案内することで相互送客を促進させます。
- 毎月季節のイベントや未病対策のイベントを掲載したチラシを各所に配布します。

4) パンフレット、イベントチラシ等による情報発信

- 公園内の地図、施設詳細、利用時の注意事項、イベント情報等をまとめた魅力的なパンフレットを作成し、全国の公園等に設置することで本公園の魅力をPRします。
- パンフレットは情報を定期的に更新することで、公園の魅力が一目で分かるよう工夫します。
- 利用者がどこから来たのかアンケート調査し、利用者が少ない地域への重点的なチラシ配布等、効果的な広報に取り組みます。

5) 伊豆箱根鉄道グループ・西武グループのネットワークを活かした情報発信

- 伊豆箱根バス路線の停留所を平成27年4月の運営開始と同時に、本公園まで延長しました。より公園にアクセスしやすくなり利用者サービス・送客力を高めました。
- とともにバス停留所を有し、直結の連絡路で結ばれた小田原フラワーガーデンと連携し、利用者の相互誘致（回遊促進）を図ります。
- 構成企業である伊豆箱根鉄道株の広報宣伝力により、より広い沿線エリアに向けて効果的な広報宣伝を実現します。
- 伊豆箱根鉄道大雄山線のフリー乗車券（金太郎きっぷ）を紹介し、沿線地域と共栄を図ります。
- 路線バス車内、大雄山線車内で効果的な広告を展開するとともに、鉄道駅構内や路線バス停留所、伊豆箱根交通車内に、公園で行なうイベント情報についての広告掲示の協力を要請します。また、パンフレット等の設置を行ない、公園の施設概要やみどころ・アクセス情報をPRします。
- 西武グループ企業である株プリンスホテルが運営する「ザ・プリンス箱根」等の箱根地区の施設の協力により、ホテルや送迎バスでのPRを行ないます。
- 西武造園株が指定管理者として携わっている全国の公園にパンフレットやイベントチラシを配置することによって、広く公園をPRします。
- 私どもが開設した facebook 等の情報発信媒体で、公園のイベント情報や開花情報を掲載します。

6) 教育機関と連携した広報

- 県西地区の幼稚園・小学校等の教育機関や、図書館・児童館等の公共施設へのチラシ配布を重点的に行い、遠足や野外活動で公園を活用していただけるように誘致活動に努めます。
- 球根の植え付けから花の摘み取りまで連続して参加できるようなプログラムや、生徒達に作ってもらった作品等の展示イベントを実施することで、公園への愛着をさらに醸成します。また、後日親子で一緒に来園してもらえるように工夫することでリピーターを増やします。

【令和2年度実施内容】

- 「にぎわいイベント・プログラム」として、既存イベントの一部実施と新規イベントを実施し、利用促進を図ります。
- 日本の暦「二十四節気」を感じるイベントを4回以上実施します。未病を意識した旬の食材の紹介などにも取り組みます。
- 「未病を治す」をキーワードに、健康ウォーキングイベント、青空ヨガ教室、ラジオ体操教室など、健康関連のイベントを毎月実施します。また、これらの取組みにより、「未病いやしの里の「運動の駅）」としての認知度向上と閑散期の利用促進を図ります。
- 小田原フラワーガーデンの花の見ごろに合わせて合同イベントを開催し、回遊性による利用者の増を図ります。
- 大型連休に、小田原フラワーガーデンと合同で合同クイズラリーを開催します。
- 西武造園(株)が管理運営する全国の公園で、一斉防災イベント「そなえパークの日」を年1回実施します。
- はち育により、公園オリジナルブランドの蜂蜜を活用した環境教育を年1回実施します。
- ガーデニング教室など、実績あるプログラムを開催し、利用促進を図ります。
- オリジナルのホームページ・ブログを活用した情報発信を行います。
- 都市計画公園「小田原西部丘陵公園」としての一体的な情報発信を行います。
- イベントチラシ等による情報発信を12回以上行います。
- 利用者がどこから来たのかアンケート調査を行い、来園者数の低い地域を分析し、効率的な広報を実施します。
- 伊豆箱根鉄道グループ・西武グループのネットワークを活かした情報発信を行います。
- 県西地区の幼稚園・小学校等の教育機関や、図書館・児童館等の公共施設へのチラシ配布を重点的に行います。

計画書 5 「自主事業の運営」

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた自主事業について

1) 自主事業サービスの実施

BBQ の実施 目的：食事場のサービス

- ・公園の利用促進および利用者サービス向上のため、BBQ 場の営業を行います。

2) 利用者への利益還元

自動販売機以外の自主事業収入は、その利益の一部を花壇整備費、利便性向上のための管理費等に還元し、経費の縮減と利用者サービスの向上を図ります。

尚、平成27年度提案時の下記の3件については、本体事業としての運営を継続します。

① 自動販売機の設置 → 目的：利用者サービスの向上

- ・利用者の利便性の向上を目的とし、飲料・軽食等の自動販売機を園内に設置します。

② 花苗やレジャー物品、オリジナル商品等の販売 → 目的：利用者サービス向上、県内企業連携

- ・利用者ニーズに応じて、レジャー用品や草花、県西地区の特産物(ミカン等)を販売します。

③ 売店、ケータリングカー等の営業

→ 目的：軽食サービス、地域の名物や特産物のPR

- ・本公園には売店やレストラン施設がないため、土日祝日等の繁忙期には、軽食を販売する売店やケータリングカーを園内に出店します。

(2) 事業の実施体制等

1) 自主事業の実施における公平性の確保

- ・自主事業を実施する際には、一部の人による独占や既得権の発生、優遇等がおこらないよう、機会の公平性、条件の公平性に配慮します。

2) 業務の発注及び物品等の購入について

- ・業務発注は県内中小企業に配慮し、県内で製造・加工した製品を利用します。
- ・その他、自主事業の実施にあたっては県内の中小企業や経済へ配慮した委託発注を行い、地域活性化等にも寄与します。

3) 安全性の確保について

- ・自主事業の実施についても安全管理を徹底します。

4) 各種自主事業サービスの実施体制と業務内容

- ・各種自主事業サービスの実施体制等については付属書類の事業計画に示す通りです。

【令和2年度実施内容】

- 花苗やレジャー物品、オリジナル商品等の販売を行います。
- イベント開催時等の繁忙期に売店、ケータリングカー等の営業を行います。
- 利用促進および利用者サービス向上のため、BBQ場の営業を行います。
- 物販、ケータリングカー、BBQ場の導入等により自主事業を展開し、その利益の一部を花壇整備費、利便性向上のための管理費等に還元し、経費の縮減と利用者サービスの向上を図ります。

計画書 6 「利用者への対応」

(1) 接客対応及びその研修等

私たちは、公園の設置目的・趣旨、県の方針をふまえ、利用者及び社会的ニーズを反映し、公園の「さらなる魅力づくり」のための多様なサービスを提供します。来園する誰もが「楽しかった」「また来たい」と思えるよう、利用者満足度を高めます。

サービス提供にあたっては、日常のコミュニケーションやアンケート等多様な手段で利用者意見を聴取し、ニーズに応じて常に内容や質を改善しながら、PDCA マネジメントサイクルに基づきよりよいサービスの提供に努めます。

1) おもてなしサービス

- ・利用者からのどのような要望でも、「YES(承ります)」「THANKS(ありがとうございます)」を基本とし、すべての人に対して公平・公正な姿勢を保ちます。
- ・CS※向上へ向けて、西武造園株式会社ではお客様が笑顔になれること、笑顔で過ごしていただくことを第一に考え、“人”と“みどり”の環境創造サービス企業を目指し、『BigSmile!プロジェクト』に取り組んでいます。

この考えに基づき、本公園においても「挨拶」と「笑顔」を基本に、ホスピタリティあふれる姿勢を常に心掛け、利用者の満足度を高める接客サービスを実現するため、質の高い接客やサービス向上に従業員全員で取り組みます。

※CS：Customer Satisfaction（顧客満足）

2) コンシェルジュとしての案内

- ・従業員全員がパークコンシェルジュとして公園をわかりやすく案内するとともに、まちのコンシェルジュとして周辺の観光情報等も案内します。
- ・都市計画公園小田原西部丘陵公園として、施設概要や季節の開花情報等を常に共有し、お互いに案内することで両公園利用者の回遊性・相互送客を促進させ、一体的な公園案内を実施します。

3) 分かりやすい案内表示の設置

- ・樹名板の増設や花情報、施設位置等、適切でわかりやすい案内表示を充実させます。

4) ユニバーサルデザイン

乳幼児からお年寄り、障がいを持った方や外国人利用者等、誰もが利用しやすい公園づくりを目指し、サービスを充実させます。

- ・「ユニバーサルデザインマニュアル」に基づく研修を実施します。
- ・管理事務所（パークセンター）に貸し出し用の車椅子を用意します。
- ・言葉の不自由な方等のために、従業員は「コミュニケーションボード」を携帯し、意思の疎通が図りやすい仕組みをつくります。
- ・外国人利用者のために、英語版パンフレットを公園に設置します。
- ・障がいをもつ方のために、車椅子でも利用できる園路等を示したマップを作成し、公園に設置します。
- ・子育て世代への応援として、オムツ交換台や授乳スペースを確保します。また、管理事務所（パークセンター）内にキッズスペースを設け、小さな子ども連れでも気軽に公園を利用していただけるよう配慮します。
- ・授乳スペースには、プライバシーの確保ができる環境を整え、ベビーベッドやオムツ交換台等の設備等、安心して授乳ができる環境づくりに配慮します。
- ・バリアフリーマップを配布するとともに、ホームページに掲載します。また、公園ホームページは、「神奈川県バリアフリーガイドライン」に基づき運用します。

5) 接遇研修等の実施によるサービスの質向上

全員がコンシェルジュとして質の高いサービスを提供するため、従業員及び委託業者も含めて、定期的な接遇研修等を行ないます。

(2) 苦情処理の対応及びその研修等

私たちは公平・公正な話し合いの姿勢を基本とし、公園理念やマナーをわかりやすく説明します。利用者の協力・理解のもと対応し、さらにクレーム・トラブルの未然防止に努めます。

1) 苦情対応の考え方

苦情は公園のために思ってこそその「アドバイス」、「ありがたいお言葉」と受け止め、利用者の意見を聞き、事実を確認した後、じっくり話し合います。必要に応じて、公園理念や設置目的を法令等に基づきながらわかりやすく説明し、ご理解いただけるように努めます。また、「接遇マニュアル」や「苦情要望事例集」に基づきながら適切に対応します。

2) 未然防止のための対応

従業員対応による未然防止	<ul style="list-style-type: none">本部や、私たちが管理運営する他公園等と連携した相談体制を確立します。日常的に苦情・要望への対応事例を収集・ヒアリングし、データベース化します。また、内容を従業員に周知し、迅速かつ柔軟に対応します。
利用者への周知・マナー向上による未然防止	<ul style="list-style-type: none">園内放送・看板・印刷物等によって利用者に公園マナーを周知徹底します。従業員全員が笑顔での利用者との双方向コミュニケーションを心掛けるとともに、ガイドウォーク等を通じて、利用者のマナー改善や公園設置目的を普及します。犬連れの利用マナー向上のため、マナー啓発チラシの配布や声かけ、しつけ教室等のイベントを実施します。
再発防止	<ul style="list-style-type: none">本公園や、代表企業が管理運営する全国の公園において、クレームやトラブルが発生した背景や発生時の状況、現場や本部の対応、対応を通じた今後の課題等についてデータベース化して情報を共有します。また、必要に応じて研修会を開催し、再発防止策を徹底します。

3) 研修等の実施による対応の質向上

苦情や要望に対して適切な対応ができるように、従業員はもちろん委託業者にも、定期的な接遇研修や苦情対応の実際の場面をシミュレートしたロールプレイング研修等を行います。

4) 反社会的勢力への対応

暴力的・脅迫的な苦情常習者等、私たちだけでは対処できない場合や、問題の長期化・拡大化の可能性がある場合は、県や地元関係機関との連携により、早期解決に努めます。また、代表企業の「反社会的勢力対応基本規程」等に則り、対応します。

(3) 利用者への公園の利用指導及びその研修等

様々な人が利用する公園においては、危険な行為（危険箇所への立入り・犬のノーリード等）やモラルに欠ける行為（草花採取・落書き等）が見られます。特に本公園では、駐車場の目的外使用（長期占用等）、犬のノーリード・糞の不始末、ゴミ不法投棄、ローラー滑り台での利用トラブル等が想定されるため、私たちは適切な利用指導に努めます。

1) 多様な利用者を念頭においた啓発活動の実施

適正な公園利用啓発のための看板やパンフレット、適正利用方法を記載したティッシュを配布することによって、利用指導を徹底します。

2) ローラー滑り台を安全に利用してもらうための利用指導

ローラー滑り台については、スピードの出しすぎや追突等の事故が起こる可能性があることから、利用ルールやマナーを分かりやすく掲出し、繁忙期には従業員が直接利用方法の説明を行なう等、事故防止のために安全利用の指導を徹底します。

3) マナーアップキャンペーンやマナー向上イベントの実施

ごみ拾い美化活動等マナー向上を目的としたイベント等を開催し、啓発活動を積極的に展開します。また、ティッシュやごみ袋等の啓発グッズや看板等を用いることによって、適切な利用方法についての呼びかけや、マナーアップキャンペーンやマナー向上イベントを実施します。

4) 正反対の意見調整にも真摯に取り組み、適切な利用調整を実施

利用者から時として解決が困難な正反対の意見が寄せられることがあります。合意形成が得られない場合や、一部の団体・利用者の意見や利用に偏るおそれのある場合は、関係者の意見を伺ったうえで、是正措置を講じます。

5) 利用の制限の考え方

- 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき、管理上支障があると認められるとき、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるときには、過去事例や他公園における利用の制限の実績等をふまえたうえで県と協議し、法令規則等に基づき、公平性確保の観点から利用を制限します。
- ホームレスによる敷地占有トラブル等に対して、従業員による巡回を定期的実施し、不正な占有行為を見かけた際には利用指導等を行います。

6) トラブル発生時の対応

- 私たちは全国での公園等の管理運営実績に基づき、公園で発生するトラブルの傾向を把握していますが、万一、トラブルが起きてしまった時は、「苦情要望事例集」や「接遇マニュアル」に基づきながら、次の手順によって対応します。

- ① 敬語で相手の意見・言い分を聞き、事実を確認します(同じ相手の方には窓口を一本化する)。
- ② 公園の目的・理念・目指すべき方向性・緑の役割・公園マナー等を分かりやすく丁寧に説明した上で、言い訳をせずよく話し合います。
- ③ 今後も公園利用を続けて頂けるようにお話します。

- 利用者同士のトラブルは必要に応じて仲介しながら、当事者間の合意形成に努めます。
- 利用目的の違いによる衝突や禁止行為(犬の放し飼い・子どもの年齢層による遊び方の違い等)が原因の場合は、必要に応じて決められた時間・場所での利用調整を図る等、適切なすみ分けを提案・試行します。

7) 研修等の実施による利用指導の質向上

利用指導について適切な対応ができるように、従業員はもちろん委託業者にも定期的な接遇研修等を行ないます。

(4) サービス向上のために行う利用者のニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

私たちは「公平・公正な利用者ニーズの反映」を目指し、PDCA マネジメントサイクルによる業務改善システムを取入れた管理運営を行っています。

1) 利用者意見の把握方法

公園利用者だけでなく、ともに公園づくりに関わっているボランティア・周辺住民・公園周辺施設の利用者の意見等、様々な主体との連携により多角的に意見を把握します。

2) 多様な意見の反映方法

多様な意見を反映し、よりよい管理運営のための取り組みを充実させます。

3) モニタリングの実施について

私たちは、管理運営実施計画や目標等を設定し、その進捗状況を内部、利用者、第三者等により多角的にチェックして管理運営に反映する「PDCA マネジメントサイクル」による業務改善システムを確立しています。常に進化し、質を高めていくことで、利用者満足度、管理運営の質、客観性・信頼性を向上させる管理運営を行います。

4) PDCA による業務改善システムの運用

- 公園の管理運営計画(Plan)を策定し、効果的・効率的に実践(Do)します。公正な外部評価や利用者意見によって分析・評価(Check)し、それを基に計画の見直し(Act)を図ります。
- 月1回の統括会議を開催し、セルフモニタリング、第三者モニタリング、県によるモニタリングの各モニタリング結果を、その都度分析・評価し、業務改善計画を作成します。なお、緊急を要する課題については、直ちに対応します。
- 業務改善計画に基づき目標や管理運営実施計画を見直し、具体的な管理運営に反映します。

5) 多角的な分析・評価 (Check) の実施

公園毎に日常的なモニタリングを行うだけでなく、利用者や第三者等による多重モニタリングを実施することで、モニタリング結果の信頼性を高める下記の取り組みを実施します。

(1) 内部評価

日常モニタリング	公園管理運営には自己評価と評価結果のフィードバックが重要であることから、日常モニタリングで活用している「進捗状況チェックシート」により有効な履行確認を実施します。1日2回巡回を実施し、その都度、モニタリング結果への対応を行います。
本部による定期モニタリング	西武造園(株)が指定管理者として携わる神奈川県西地区の公園を統括する責任者として「統括所長」を配置します。また、共同体本部が主催する統括会議(月1回)に参加し、業務遂行状況を報告・評価します。結果については随時記録し、業務報告を行うとともに、その都度モニタリング結果への対応を行います。
代表企業による監査	代表企業が年1回監査を行い、業務方針・目標に適合しているか管理運営の現場を客観的に厳しく評価し、業務内容の改善を図ります。また、「個人情報保護」「現金の取り扱い」「労務管理」「安全管理」に関する監査を実施し、問題点がある場合は期限を決めて是正します。 さらに、現場での作業の安全性、施設の安全性、事務所や倉庫の衛生状況を検査する安全パトロール・衛生パトロールをそれぞれ年1回実施します。
自己評価及びPDCAマネジメントサイクルによるモニタリング結果(評価)の反映	年1回、数値目標を定めて達成度を把握する自己評価(定量的な自己評価)を実施します。結果は、本公園にフィードバックし、管理運営の実施計画の改善に向けた重要な指針とします。

(2) 利用者評価

ご意見箱、メール、電話、アンケート(通常時・イベント時)等により、利用者意見・要望を幅広く聴取します。また、毎日の受付対応においても、利用者と積極的にコミュニケーションを図り、対話の中から意見や要望をヒアリングして把握します。

(3) 第三者等の評価

① 公園管理運営診断の実施

利用者満足度調査から本公園の管理運営状況や利用者要望を客観的かつ的確に把握します。

② 神奈川県によるモニタリングへの対応

管理運営業務の状況についてまとめた月報を提出します。また、月報に基づいた県職員により行なわれる業務遂行状況の確認等、いかなる時でも県の求めに応じて情報を開示し、情報の透明性を確保します。

【令和2年度実施内容】

- 「YES(承ります)」「THANKS(ありがとうございます)」を基本とし、すべての人に対して公平・公正な姿勢を保ちながら、おもてなしサービスを行います。
- 従業員全員がパークコンシェルジュとして公園をわかりやすく案内するとともに、まちのコンシェルジュとして周辺の観光情報等も案内します。
- 樹名板の増設や花情報、施設位置等、適切でわかりやすい案内表示を充実させます。
- 管理事務所（パークセンター）にある車椅子、歩行補助器を台帳管理により貸出します。
- 言葉の不自由な方等のために、従業員は「コミュニケーションボード」を携帯します。
- 外国人利用者のための、英語版パンフレットを活用します。
- 障がいをもつ方のための、車椅子でも利用できる園路等を示したマップを活用します。
- 管理事務所（パークセンター）内にオムツ交換台や授乳スペース、キッズスペースを確保します。
- 公園ホームページは、「神奈川県バリアフリーガイドライン」に基づき運用します。
- 苦情対応の実際の場面をシミュレートしたロールプレイング研修等を行います。
- 適正な公園利用啓発のための看板やパンフレット等を配布することによって、指導します。
- ローラー滑り台については、利用ルールやマナーを分かりやすく掲出し、繁忙期には従業員が直接利用方法の説明を行なう等、事故防止のために安全利用の指導を徹底します。
- ごみ拾い美化活動や犬のマナーアップキャンペーン等、マナー向上イベントを実施します。
- 正反対の意見調整にも真摯に取り組み、適切な利用調整を実施します。
- 管理上支障があると認められるとき、県と協議し、法令規則等に基づき、公平性確保の観点から利用を制限します。
- 万一、トラブルが起きてしまった時は、「苦情要望事例集」や「接遇マニュアル」に基づきながら対応します。
- 利用指導の観点からも、定期的な接遇研修を行います。
- 公園利用者だけでなく、ともに公園づくりに関わっているボランティア・周辺住民・公園周辺施設の利用者の意見等、様々な主体との連携により多角的に意見を把握します。
- モニタリング対応として、管理運営業務の状況についてまとめた月報を提出します。

計画書 7 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

1) 防犯対策等安全確保の実施体制

- ・緊急時の体制図に基づき、配置や初期対応を整えます。
- ・警察等の関連機関と連携し、こまめな情報共有を行ない事故等の未然防止に努めます。
- ・建築物の空き巣対策として鍵の管理を徹底するため、所長を鍵取扱責任者に選任し、鍵の保管場所を定めます。また、鍵の一覧管理表や貸出簿を作成し、管理を徹底します。

2) 施設の安全対策

私たちはきめ細やかな点検と問題の早期発見による適切な修繕を実施し、誰もが安全・安心に利用できる管理水準を維持しつつ、県と連携しながら施設の長寿命化にも努めます。

① 公園全体の安全管理

利用者の安全を第一に考え、きめ細やかに巡回・点検します。

② 遊具等の安全管理

a. 基本的な考え方

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（平成 20 年 8 月）及び一般社団法人日本公園施設業協会が作成する「遊具の安全に関する規準」（平成 20 年 8 月）を参考に、「遊具の安全点検マニュアル」を作成し、それに基づいた点検をします。

- ・マニュアルのチェックリストに従い、従業員による目視点検を毎日実施します。
- ・必要な許認可・資格等をもつ企業への外部委託による点検を年 1 回実施します。
- ・チェックリストに従い、従業員による触診・打診・利用点検等の自主点検を月 1 回実施します。また、自主点検はチェックが偏らないよう 2 名以上で実施します。
- ・点検を実施した際は、結果を月報で県へ報告します。

b. ローラー滑り台の安全管理

- ・ローラー滑り台は、スピードの出しすぎや追突等の事故が発生する可能性があるため、特に安全管理のための巡回・点検・清掃を徹底します。日々の定期点検についても特に重点的なチェックを行ないます。
- ・ローラー滑り台横に利用ルールやマナーをわかりやすく掲出します。また、利用者がルールを守って正しく利用できるように丁寧な説明・指導を行ないます。
- ・安全な使い方等を説明する監視員として維持管理スタッフを 1 名常駐させ、安全に利用してもらえよう指導を徹底します。また、安全な公園利用がされているか定期的にチェックを行ないます。
- ・摩擦による怪我等を防ぐため、軍手を無料で貸し出します。
- ・不適正な利用による事故等を防止するため、夜間は施錠します。

c. 修景池の安全管理

- ・管理事務所（パークセンター）前の修景池については、夏場に水遊びをする子どもが多いことから、定期的な清掃や水質の衛生管理、事故防止のための利用指導を随時行ないます。

③ 火災への安全管理

火の不始末等、火災を未然に防ぐ利用指導や掲示板等の活用により、利用者への注意を促す等、火災の予防に努めます。また、地域の防災訓練の協力を行います。

3) 維持管理業務における日常の作業の安全対策

- ・維持管理作業は利用者の安全性を最優先し、土日祝日や繁忙期を避ける等、適切な時期や方法を選び実施します。また、作業の実施については日時や目的、場所等について告知し、作業内容を表示します。
- ・作業スタッフに対し導入研修を行ない、定期的に安全衛生教育(危険予知教育、刈払機取扱作業、職長・安全衛生責任者教育、振動工具取扱等)を実施します。
- ・作業前には、ボランティアや外部委託も含めて「委託業者入場マニュアル」に基づき留意事項を共有します（作業手順書、安全施工サイクル、危険予知活動、指差呼称、ヒヤリ・ハット等）。

- 作業の際には、注意看板やカラーコーン等により作業中であることを明示し、利用者の安全確保のための領域を確保します。また、必要に応じてスタッフ配置による誘導等を行います。利用者が作業エリアに接近した場合には、作業員がホイッスルで合図し作業を中断します。
- 園内を管理車輛が走行する際は、ハザードランプを点けて徐行します(10km/h以下)。
- ヘルメットや安全帯等、作業に応じた安全装備の使用を作業員に徹底します。
- 単独での作業にならないようスタッフを配置します。
- スタッフの熱中症対策として、朝礼時の健康状態チェックや適度な休憩、水分や塩分の摂取等の指導をします。また、日本気象協会監修の携帯型熱中症計を携帯します。
- 草刈機、ヘッジトリマー、電動ノコギリ等動力機器類は保管に注意し、使用前に点検を行い、不良等によるケガ・事故を防ぎます。
- 草刈時は小石や砂の飛散防止のため、必要に応じて傷が付きにくいナイロンカッターを用いた草刈機械や飛散防止ネットを使用します。
- 縁石や階段の角は欠けやすいので、バタ角材等で養生をして行います。

4) 安全管理の指針の整備

- 「安全対策マニュアル」を作成します。また、安全な施設管理の作業手順を整理した「作業手順書」を携行し、これに基づき安全な作業を実施します。

5) 安全対策の研修について

- 従業員および委託業者に、年1回の安全管理講習等を実施します。

6) 利用者への安全対策

- スズメバチ等の危険生物は、迅速に処理、対応を行い利用者の安全を確保します。
- イベント時には、救急箱を準備し、実施場所周辺の安全点検等を行うことによって、安全管理を徹底します。また、夏季にイベントを実施する場合には、熱中症対策として補給飲料の提供や日よけテント等を準備します。

7) ホームページ上のセキュリティ対策

- 公園ホームページの情報セキュリティ対策として、独立行政法人情報処理推進機構の「情報セキュリティ対策ベンチマーク」によるセルフチェックを行い、不正アクセスや改竄行為等のネットワーク利用犯罪等がおこらないよう、日常的にセキュリティチェックを行います。
- ホームページの情報更新に必要なパスワードを毎月変更します。また、編集画面へのアクセスに対してIPアドレス制限を設定する等、外部からの不正なアクセス防止を行います。

8) 各種保険加入によるリスク管理

本公園における事故に備え「施設賠償責任保険」、「イベント傷害保険」、「ボランティア保険」等への加入を確実にしています。

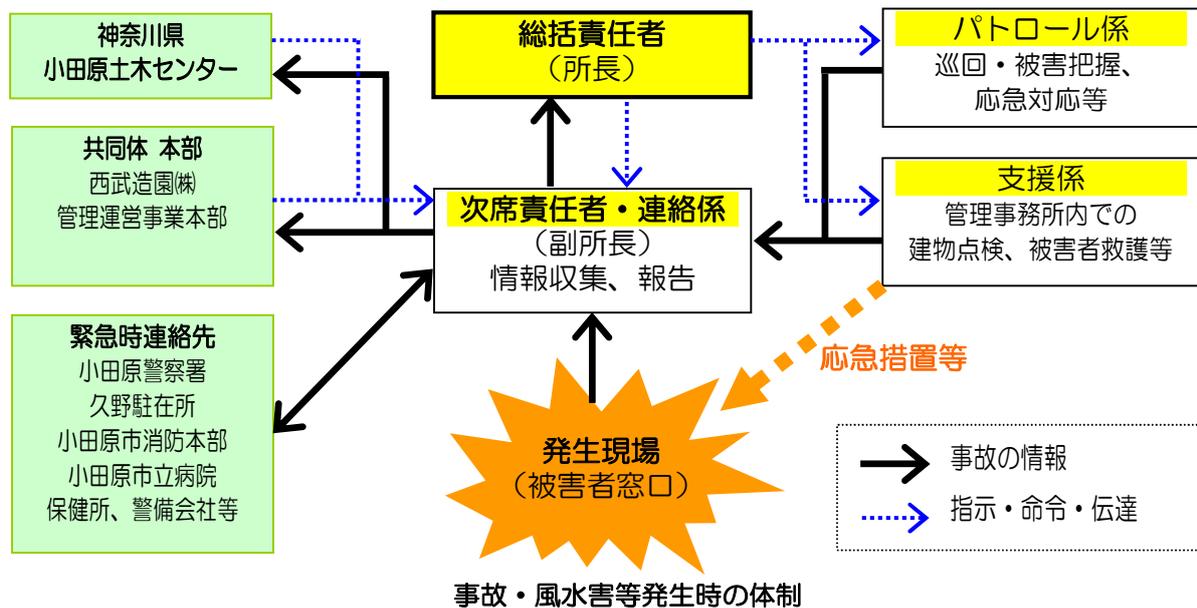
【令和2年度実施内容】

- 緊急時の体制図に基づき、配置や初期対応を整えます。
- 警察等の関連機関と連携して、こまめな情報共有を行ない、事故等の未然防止に努めます。
- 建築物の空き巣対策として、所長を鍵取扱責任者に選任し、鍵の保管場所を定め、鍵の管理一覧表や貸出簿を作成し、管理します。
- 利用者の安全を第一に考え、巡回・点検します。
- マニュアルのチェックリストに従い、従業員による目視点検を毎日実施します。
- 必要な許認可・資格等をもつ企業への外部委託による点検を年1回実施します。
- チェックリストに従い、従業員による触診・打診・利用点検等の自主点検を月1回実施します。
- ローラー滑り台は、安全管理のための巡回・点検・清掃を徹底し、日々の定期点検についても重点的なチェックを行ないます。
- 管理事務所（パークセンター）前の修景池については、夏場に定期的な清掃や水質の衛生管理、事故防止のための利用指導を随時行ないます。

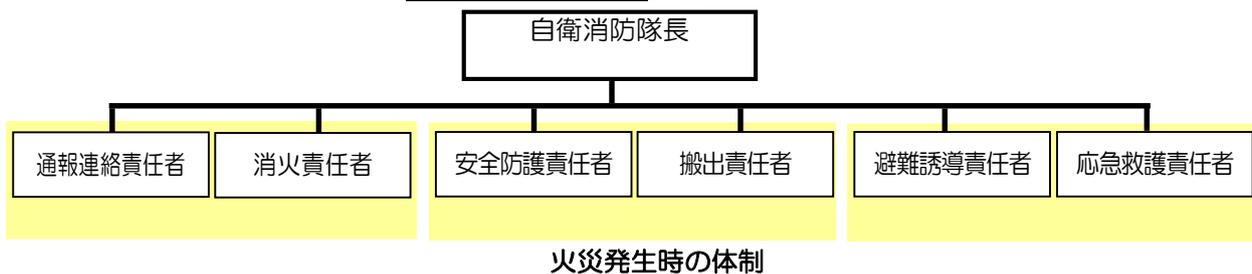
計画書 8 「事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等
 (1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

1) 事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

- 私たちがすでに整備しているマニュアルを基本に本公園の特徴及び、県の「地域防災計画」等を踏まえた独自の「安全対策マニュアル」を作成し、これに基づき事故発生時組織体制、総括責任者、連絡・パトロール・支援等各担当者を定め、緊急時に備えて体制を整えます。また、関係機関や園内各施設との連携により迅速に対応します。
- 私たちがもつ人的・物的な資源、地域におけるネットワークを活用して、応援部隊の派遣、救援資機材の提供等、本公園の防災体制をバックアップします。
- 機械警備を含め 24 時間体制で公園及び施設を管理します。
- 警報発令時、また、警報発令に至る恐れがある場合において、下図の緊急時連絡体制を速やかに整えます。



- 火災発生時には下図の自衛消防組織体制を整え、速やかに対応します。



• 初期対応

初期対応は、事故の発生時において重要な対応となるため、特に以下に重点を置いて対応します。

- ① 災害による事故が発生した場合は、「安全対策マニュアル」に従って「被災者・負傷者への対応」と「災害現場への対応」を行い、迅速・的確に関係機関に連絡を行います。
- ② 事故者に対しては速やかに保護・応急手当を行い、必要に応じて救急車の手配をします。
- ③ 事故現場に対しては、二次災害を引き起こさないよう状況・原因の確認を行い、必要に応じて応急対策をとります。また、県と協議の上、すみやかに改善対策を行います。

2) 避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

- ・緊急時には事態に応じて、利用者の避難誘導、応急対応をします。
- ・県や関係機関、本部等と速やかに連絡を取り合い、迅速に県へ報告します。

3) 暴風大雪警報発令時等の対策について

- ・警報の発令が予想される場合は、警報発令時に備え、危機管理体制の確認や気象情報の収集を行ないます。
- ・雷警報については、注意喚起を促し、巡回する従業員が利用者を施設内等安全な場所へ誘導します。
- ・大雪時には、利用主動線の除雪と凍結防止処理を行なうとともに、必要に応じて利用制限を行ないます。
- ・大雨時には、斜面地の崖くずれ等の発生に特に注意し、ハザードマップ等に基づきながら巡回点検を行ないます。

段階	人員配備	業務内容	報告内容	報告時期
<ul style="list-style-type: none"> ・横浜地方気象台による気象等に関する注意報又は警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき 	被害状況の把握に必要な人員	「おだわら諏訪の原公園の震災時対応」の考え方にに基づき、統括責任者の指示の下、連絡担当・パトロール担当・支援担当が下記の各対応等を行なう ●避難準備情報・避難指示・勧告発令がない場合 ・情報連絡体制の確立 ・利用者への情報提供 ・被害状況の把握及び県への報告	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の有無 ・対応状況 	園内巡回後速やかに
<ul style="list-style-type: none"> ・横浜地方気象台による気象等に関する警報が発表されたとき、その他状況により必要があるとき 	被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員	●避難準備情報・避難指示・勧告発令がある場合 ・危機管理体制の確立 ・利用者の安全確保、混乱防止 ・利用者への情報提供 ・利用者及び従業員の応急手当 ・被害状況の把握及び県への報告 ・利用者の避難誘導 ・県災害対策本部に協力	<ul style="list-style-type: none"> ・人的・物的被害状況 ・対応状況 ・避難状況（避難指示・勧告が発令された場合） 	園内巡回後速やかに
<ul style="list-style-type: none"> ・県下全域にわたり、大規模な災害が発生したとき、その他状況により必要があるとき 	震度4以上震災時の主な対応に示した県内で大規模な災害が発生した場合の対応をとる			
警報等が解除された場合及び、県より連絡があった場合	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、避難状況を調査 ・安全確認の上、施設の利用開始措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の有無 ・対応状況 	解除後、速やかに

※夜間対応については県と連絡調整の上、近隣に在住する従業員が必要に応じて速やかに現地へ参集します。

4) 事故等への備え、防止対策

- ・日々の朝礼、終礼やKY活動を通じ、危険箇所情報や事件事故情報等を共有します。
- ・管理事務所（パークセンター）にAEDを配備し、設置箇所をパンフレット等に掲載し、利用者の方々に広く周知します。
- ・従業員には救命救急講習で心肺蘇生法・止血法・AEDの使用方法等救命救急技能を習得させます。
- ・施設における事故に備え、「公園施設賠償責任保険」「イベント傷害保険」「自動車保険」「動産総合保険」等に加入します。
- ・従業員が公園内を定期的に巡回し、不審者・不審物の有無を確認し、事故や犯罪の防止に努めます。
- ・公園内の危険物やハチ等の危険生物の確認を行ない、速やかな除去対応または利用者への注意喚起を行ないます。

- 「遊具点検チェックリスト」を活用し、定期的に遊具の点検・整備を行ないます。必要に応じ、使用禁止措置を行ない、徹底した事故防止と安全管理に努めます。
- 危険箇所や重点点検箇所を「点検要所マップ（ハザードマップ）」に記載し、巡回時に持参して重点的に点検します。
- 負傷者対応の緊急時訓練やシミュレーション訓練等を定期的実施します。
- トイレ、その他施設の衛生管理を徹底して行ないます。また、感染症が予測される場合には、県と協議の上、イベント等を延期・中止します。
- 事故現場に対しては、事故者への速やかな対応を行なうと同時に、現場への立入禁止措置を行なう等二次被害を起こさないよう対処します。その後、原因の究明を行ない、県と協議の上で改善を行ないます。
- 不審者を発見した場合には、年齢・性別・体型・人相・服装等を確認します。凶器を持っていたり、大声で威嚇している場合は、ただちに 110 番通報を行なうとともに、被害が出ている場合には救護を優先し、必要に応じて救急車を要請します。
- 認知症の方への対応のため、所長が認知症対応講習等の研修に参加します。

5) 地域連携による対策

- 事故の軽減のためには、地域連携が必要であることから、地域住民や関連団体との連絡・協力体制を整えます。
- 特に小田原警察署や久野駐在所、小田原市消防本部、小田原市立病院等の関係機関とは、日常的に綿密なコミュニケーションを図り、情報交換・共有を行ないます。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

- 従業員には救命救急講習で心肺蘇生法・止血法・AED の使用方法等救命救急技能を習得させており、必要に応じて迅速かつ適切な対応をします。
- 急病人等が発生した場合には、「安全対策マニュアル」に従い、症状や怪我等の状況を確認し、速やかに保護(救助)および応急手当てを行ない、必要に応じて病院へ搬送します。
- 最寄りの小田原市立病院をケガ人・病人等の優先搬入先とし、これを従業員に周知します。
- ハチに刺されたり、ヘビに咬まれた場合の応急処置のため、毒針等を吸引して抽出する器具「ポイズン・リムーバー」を管理事務所（パークセンター）に常備します。また、事故発生時には血清等の処置対応が可能な病院に速やかに連絡、急病人の搬送対応が取れるように備えます。
- 管理事務所（パークセンター）には担架、車椅子等を配備し、緊急時にはいつでも利用できるようにします。

【令和2年度実施内容】

- 県の「地域防災計画」等を踏まえ平成27年度に作成した独自の「安全対策マニュアル」を活用し、これに基づき事故発生時組織体制を整えます。また、関係機関や園内各施設との連携により迅速に対応します。
- 人的・物的な資源、地域におけるネットワークを活用して、応援部隊の派遣、救援資機材の提供等、本公園の防災体制をバックアップします。
- 機械警備を契約し公園及び施設を管理します。
- 警報発令時、また、警報発令に至る恐れがある場合において、緊急時連絡体制を整えます。
- 火災発生時に備え、自衛消防組織体制を整えます。
- 緊急時は事態に応じて、利用者の避難誘導、応急対応をし、関係機関、弊社本部等と速やかに連絡を取り合い、迅速に県へ報告します。
- 警報の発令が予想される場合は、警報発令時に備え、危機管理体制の確認や気象情報の収集を行ないます。
- 大雨時には、斜面地の崖くずれ等の発生に特に注意し、ハザードマップ等に基づきながら巡回点検を行ないます。
- 朝礼、終礼やKY活動を通じ、危険箇所情報や事件事故情報等を共有します。
- 管理事務所（パークセンター）にAEDを配備し、設置箇所をパンフレット等に掲載し、利用者の方々に広く周知します。
- 従業員には救命救急講習で心肺蘇生法・止血法・AEDの使用方法等救命救急技能を習得させます。
- 施設における事故に備え、「公園施設賠償責任保険」「イベント傷害保険」「自動車保険」「動産総合保険」等に継続して加入します。
- 従業員が公園内を定期的に巡回し、不審者・不審物の有無を確認し、事故や犯罪の防止に努めます。
- 公園内の危険物やハチ等の危険生物の確認を行ない、速やかな除去対応または利用者への注意喚起を行ないます。
- 「遊具点検チェックリスト」を活用し、定期的に遊具の点検・整備を行ないます。必要に応じ、使用禁止措置を行ない、事故防止と安全管理に努めます。
- 危険箇所や重点点検箇所をハザードマップに記載し、巡回時に持参して重点的に点検します。
- 負傷者対応の緊急時訓練やシミュレーション訓練等を年2回以上実施します。
- トイレ、その他施設の衛生管理を徹底して行ないます。また、感染症が予測される場合には、県と協議の上、イベント等を延期・中止します。
- 事故現場に対しては、事故者への速やかな対応を行なうと同時に、現場への立入禁止措置を行なう等二次被害を起こさないよう対処します。その後、原因の究明を行ない、県と協議の上で改善を行ないます。
- 不審者を発見した場合には、年齢・性別・体型・人相・服装等を確認します。状況に応じ、110番通報を行なうとともに、被害が出ている場合には救護を優先し、必要に応じて救急車を要請します。
- 認知症の方には、認知症対応講習を受講したスタッフを中心に対応します。
- 事故の軽減のために、地域住民や関連団体との連絡・協力体制を整えます。
- 小田原警察署や久野駐在所、小田原市消防本部、小田原市立病院等の関係機関とは、日常的に綿密なコミュニケーションを図り、情報交換・共有を行ないます。
- 急病人等が発生した場合には、「安全対策マニュアル」に従い、症状や怪我等の状況を確認し、速やかに保護（救助）および応急手当を行ない、必要に応じて病院へ搬送します。
- 最寄りの小田原市立病院をケガ人・病人等の優先搬入先とし、これを従業員に周知します。
- ハチに刺されたり、ヘビに咬まれた場合の応急処置のため、毒針等を吸引して抽出する器具「ポイズン・リムーバー」を管理事務所（パークセンター）に常備します。また、事故発生時には血清等の処置対応が可能な病院に速やかに連絡、急病人の搬送対応が取れるように備えます。
- 管理事務所（パークセンター）には担架、車椅子等を配備し、緊急時にはいつでも利用できるようにします。

計画書 9 「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

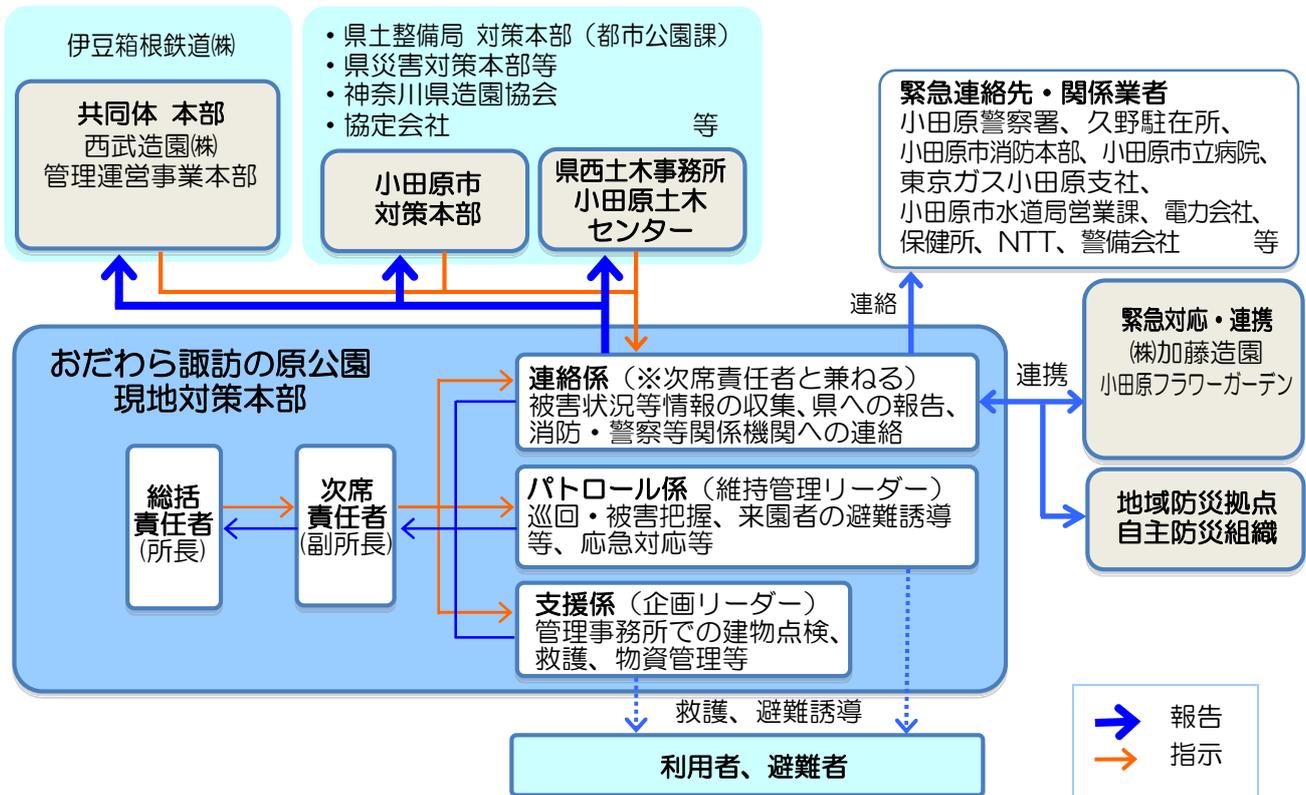
(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

震災時対応については、「おだわら諏訪の原公園の震災時対応の考え方」に基づいた対応を徹底します。さらに、これに基づき平成 27 年度に整備した公園独自の対応マニュアルを活用します。

県の災害等対策に使用する際には県の指示に従い、防災対応業務に協力し、防災への対応を徹底します。

1) 連絡体制

- 「おだわら諏訪の原公園の震災時対応の考え方」及び、私たちがすでに整備しているマニュアル、県の「地域防災計画」等を踏まえ平成 27 年度に作成した独自の「安全対策マニュアル」を活用します。
- このマニュアル等に基づき自衛消防隊組織体制、総括責任者、連絡・パトロール・支援等各担当者を定め、緊急時に備えて体制を整えます。また、関係機関や園内各施設との連携し迅速に対応します。
- 私たちがもつ人的・物的な資源、地域におけるネットワークを活用して、応援部隊の派遣、救援資機材の提供等、本公園の防災体制をバックアップします。
- 機械警備を含め 24 時間体制で公園及び施設を管理します。



初動時等配備体制図
(平常時の人員配置図 P42)

- 災害発生時には右のフロー図の通り、事態に応じて、県や関係機関、本部等と速やかに連絡を取り合い、迅速に県へ報告します。
- 従業員の携帯電話で緊急時災害伝言板サービスに登録し、緊急災害時には伝言板を使って勤務者安否・利用者安否・公園被害状況の情報を速やかに伝達できるようにします。

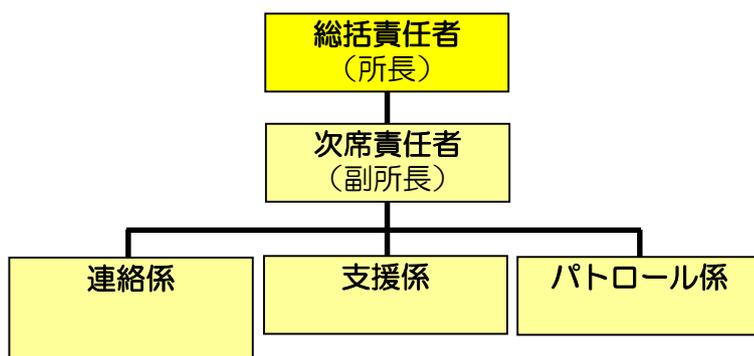
2) 初動時対応（地震発生後から3時間まで）

地震発生後から3時間までの初動時対応については、「おだわら諏訪の原公園の震災時対応の考え方」に基づいた対応を徹底します。その上で、特に下記の取り組みを重点的に実施します。

- ・勤務時間内に震度5以上の地震が発生した場合、または震度4以下であっても必要な場合には、30分を目処に下記の体制を速やかに整え、県小田原土木センターに報告します。
- ・勤務時間外に震度5以上の地震が発生した場合には、車で約5分（徒歩約15分・直線距離500m）の距離に事務所をもつ構成員の加藤造園(株)が、車または徒歩により迅速に参集します。園内を巡回し、公園外からの避難者等への誘導・対応に必要な体制を速やかに整えます。また、3時間以内に下記体制を整えます。従業員が本公園に到着次第、状況等を速やかに県小田原土木センターに報告します。

・役割と主な業務内容

役割	主な業務内容
総括責任者	公園全体の統括
次席責任者	総括責任者の補佐等
連絡係	情報の収集、報告
パトロール係	巡回・被害把握、来園者の避難誘導等、応急対応等
支援係	管理事務所での建物点検、設備操作、救護、物資管理等



地震発生時の現地対策本部 体制図

震度等区分	震災発生時間	
	勤務時間内	勤務時間外
小田原市で震度4発生	<ul style="list-style-type: none"> ・初動時体制に移行 ・パトロール係が30分以内に園内巡回 ・異常等があった場合は、連絡係が速やかに県小田原土木センターへ報告 ・連絡係（副所長）が不在の場合、統括責任者（所長）が対応 ・連絡係が緊急連絡体制、連絡網に基づき関係各所へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応に必要な体制を速やかに整え、必要に応じて初動時体制に移行 ・構成員の加藤造園(株)従業員が速やかに(車で約5分)参集、園内巡回 ・所長が参集 ・異常等があった場合は、連絡係が速やかに県小田原土木センターへ報告 ・緊急連絡体制、連絡網に基づき関係各所へ報告
下記のいずれか ①小田原市で <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上発生 ・東海地震注意情報 ・東海地震予知情報 ②県内で <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上発生 ・大規模な災害発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地震発生時の配備体制」に基づき、初動時体制に移行 ・発災後30分を目処に、連絡係が被害情報等を報告様式に従い、県小田原土木センターに報告 ・連絡係が緊急連絡体制、連絡網に基づき関係各所へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地震発生時の配備体制」に基づき、発災後3時間以内に初動時体制を整える ・構成員の加藤造園(株)従業員が速やかに(車で約5分)参集、園内巡回 ・従業員参集後、報告様式に従い速やかに県小田原土木センターへ報告 ・緊急連絡体制、連絡網に基づき関係各所へ報告

震度4以上震災時の主な対応

- ・震災による事故が発生した場合は、「安全対策マニュアル」に従って「被災者・事故者への対応」と「災害現場への対応」を行い、迅速・的確に関係機関に連絡を行います。
- ・被災者に対しては速やかに保護・応急手当を行い、必要に応じて救急車の手配をします。
- ・災害現場に対しては、二次被害を引き起こさないよう状況・原因の確認を行い、必要に応じて応急対策をとります。また、県と協議の上、すみやかに復旧対策を行います。

3) 緊急時対応（地震発生後から3日間）

地震発生後から3日間の緊急時対応についても、「おだわら諏訪の原公園の震災時対応の考え方」に基づいた対応を徹底します。その上で、特に下記の取り組みを重点的に実施します。

- ・大規模な震災が発生した場合、国や自治体等の支援体制が十分に整うまでの目安は72時間（3日間）とされており、私たちはその考え方や意味を十分理解し、適切な緊急時対応を徹底します。また、代表企業の西武造園株が運営維持管理業務を行なう国営東京臨海広域防災公園「そなエリア東京」のノウハウや知識を活かします。
- ・連絡係は午前・午後の各1回、県に被災状況等の報告を行ないます。
- ・避難場所への誘導ルートを示したマップを配布・掲出し、利用者や近隣住民への誘導、案内を行ないます。
- ・近隣に事務所がある加藤造園株や、共同体本部である西武造園株、構成員の伊豆箱根鉄道株、その他協力企業等と随時連絡を取り、必要な支援等を受けます。
- ・小田原市と連携して飲料水等の配布を行なうほか、必要に応じて管理事務所（パークセンター）の備蓄資材、食料等も利用者に提供します。

4) 復旧・復興時対応（地震発生後から4日以降）

地震発生後から4日目を以降については、県と協議の上で通常体制に移行します。

- ・定期的に巡回を実施し、園内の安全確認、必要に応じて立ち入り禁止措置等を行ないます。
- ・避難者への対応、誘導ルートを示したマップの配布・掲示等を引き続き行ないます。
- ・簡易な復旧作業は直営で行ないます。また、緊急施工が必要な場合や支障物除去等、必要に応じて近隣の関係業者に速やかに業務発注を行ないます。

(2) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

1) 公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

私たちは、定期的に従業員の訓練・研修、地域と連携した防災訓練を実施します。また、イベント等を通じて利用者に日常から本公園の災害時における役割と特徴を広く伝えます。

2) 地域との連携

- ・地域の防災意識を高めるため、消防、警察、連合町内会との合同防災訓練を実施します。
- ・定期的に自主防災組織等との意見交換を行ない、施設改修や状況に応じたマニュアルの見直し等を協議します。
- ・施設の解錠・施錠や避難車輛の誘導等について予め協議を行ない、初動対応時の強力体制を確立します。

3) 防災訓練の実施

- ・災害時に備え、地域住民や県・警察・消防等と連携し、定期的に防災訓練を実施します。また、緊急時の連携体制をより綿密に行なえるよう、小田原フラワーガーデンとの合同防災訓練を定期的に実施します。
- ・BCM（事業継続マネジメント）として「電話やパソコンが通じない状況（携帯電話の災害伝言板を活用した安否・被害状況連絡）」等、様々な環境想定で訓練を実施します。
- ・近隣の広域避難所への誘導ルート等を示したマップを作成し、これに基づき避難誘導案内の訓練を実施します。また、緊急時にはこのマップを利用者へ配布等します。

4) 従業員への教育等について

- ・県への報告様式等に基づき、緊急時園内チェックリスト、巡回ルート図、園内施設の調査項目、緊急連絡網等を一覧としてまとめ、従業員全員に周知徹底します。
- ・園内に情報提供する様式内容に基づき、園内放送のシナリオ等を作成します。
- ・従業員には救命救急講習で止血法・AEDの使用方法等救命救急技能を習得させます。
- ・小田原市防災メールサービスに登録し、従業員のパソコンと統括所長および所長の携帯電話で受信できるように設定します。
- ・緊急時において早期に通常の公園管理運営を再開できるよう、資源（人、モノ、金、情報）、体制等について、被害が発生した場合の現地での復旧対策や本部による応援体制等の対策をまとめたBCP（事業継続計画）を策定します。

5) 災害対応物品の備蓄について

- 管理事務所（パークセンター）に非常食や飲料水、毛布等の備品類を備蓄し、災害発生時には必要に応じて利用者（帰宅困難者や滞留者等）に提供します。
- 飲料水、電池等の災害対応物品の数量や賞味・使用期限を定期的に確認し、一覧表で備蓄状況や保管場所を管理します。
- 従業員用の飲料水と非常食を3日分管理事務所（パークセンター）に備蓄します。

6) 災害発生時の協力等について

非常時においては、隣接する小田原フラワーガーデン管理事務所、神奈川県、小田原市防災対策課など関係団体等と緊密に連絡を取り合う体制を構築します。また、共同体本部や加藤造園をはじめとする協力企業が、人的・物的なバックアップを実施する体制を整えます。

7) 利用者、近隣住民への働きかけ

- AED設置箇所をパンフレット等に掲載し、利用者に広く周知します。
- 内施設や近隣避難場所への誘導ルートを示したマップを作成し、発災時には配布や、園内掲示等を行ないます。
- 災害時の園内施設の活用、避難経路の情報や公園の災害時対応についての情報を掲示等で周知します。

8) 国営東京臨海広域防災公園等における実績ノウハウの活用

- 西武造園(株)が管理運営を行っているわが国唯一の国営防災公園である国営東京臨海広域防災公園の実績ノウハウを活用し、各種防災イベント等を実施します。
- 伊豆箱根鉄道(株)は、鉄道・バス等の公共交通部門において厳格な安全管理を必要とする運輸サービスを提供しています。これらの業務を通じて得た緊急時・災害時の対応ノウハウを活用します。

【令和2年度実施内容】

- 震災時対応については、「おだわら諏訪の原公園の震災時対応の考え方」に基づいた対応を徹底します。さらに、これに基づき平成27年度に整備した公園独自の対応マニュアルを活用します。
- 県の災害等対策に使用する際には県の指示に従い、防災対応業務に協力し、防災への対応を徹底します。
- 平成27年度に整備したマニュアルを基本に、県の「地域防災計画」等を踏まえた独自の「安全対策マニュアル」を作成し、これに基づき事故発生時組織体制を整えます。また、関係機関や園内各施設との連携により迅速に対応します。
- 人的・物的な資源、地域におけるネットワークを活用して、応援部隊の派遣、救援資機材の提供等、本公園の防災体制をバックアップします。
- 機械警備を契約し公園及び施設を管理します。
- 災害発生時は自助、共助、公助を基本に、事態に応じて、関係機関、本部等と速やかに連絡を取り合い、迅速に県へ報告します。
- 従業員の携帯電話で緊急時災害伝言板サービスに登録し、緊急災害時には伝言板を使って勤務者安否・利用者安否・公園被害状況の情報を速やかに伝達できるようにします。
- 地震発生後から3時間まで、3日間については、「おだわら諏訪の原公園の震災時対応の考え方」に基づいた対応を徹底します。
- 4日目以降については、県と協議の上で通常体制に移行します。
- 園内を巡回し、公園外からの避難者等への誘導・対応に必要な体制を速やかに整えます。また、3時間以内に体制を整えます。従業員が本公園に到着次第、状況等を速やかに県小田原土木センターに報告します。
- 本公園は広域避難場所2次施設として指定されました。震災時には利用者や近隣の方々の避難誘導や、避難者の受入対策等が適切に実施できる体制・備えを整えます。
- 定期的に従業員の訓練・研修、地域と連携した防災訓練を実施します。また、イベント等を通じて利用者に日常から本公園の災害時における役割と特徴を広く伝えます。
- BCM（事業継続マネジメント）として「電話やパソコンが通じない状況（携帯電話の災害伝言板を活用した安否・被害状況連絡）」等、様々な環境想定で訓練を実施します。
- 平成27年度に作成した近隣の広域避難所への誘導ルート等を示したマップに基づき避難誘導案内の訓練を実施します。
- 管理事務所（パークセンター）に非常食や飲料水、ブランケットやレインコート等の備品類を備蓄し、災害発生時には必要に応じて利用者（帰宅困難者や滞留者等）に提供します。
- 飲料水、電池等の災害対応物品の数量や賞味・使用期限を定期的に確認し、一覧表で備蓄状況や保管場所を管理します。
- 従業員用の飲料水と非常食を最低3日分管理事務所（パークセンター）に備蓄します。
- 西武造園が管理運営を行っている国営東京臨海広域防災公園の実績ノウハウを活用し、地域防災力・防災知識の向上、「自助・共助・公助の精神」の醸成等に取り組みます。
- 伊豆箱根鉄道㈱の鉄道・バス等の公共交通部門において厳格な安全管理を必要とする業務を通じて得た緊急時・災害時の対応ノウハウを活用します。

計画書 10 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

1) 県民雇用の考え方について

地域のことを愛し、熟知している重要な人材として地元雇用を進めます。

2) 地域の方々や関係機関との連携

- ・公募作品の展示イベントや作品コンテスト等を開催し、地域で活動する方々の作品発表の場として公園を活用していただけるプログラムを実施します。
- ・小田原市観光協会や箱根町観光協会と連携した広報活動や、小田原箱根商工会議所と連携したイベント開催等、公園が立地する小田原市の関係機関と多様な連携します。
- ・近隣の小田原市消防本部、小田原警察署や久野駐在所、地域防災団体、自治体等と日ごころからの情報共有を行ない、緊急時・災害時に備えた連絡・連携体制を整えます。また、近隣団体等との合同で防災訓練や防災体験イベントを実施し、地域防災力の向上を図ります。

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

1) ボランティア育成についての基本方針

- ・私たちは「公園の主役は利用者である県民であり、公園管理者は県民を支えるサポーターである」ことを念頭に置き、社会から感謝され、地域の方々がいやいやを感じながら活動できる場の形成、協働による利用者サービスの向上を目指して本公園におけるボランティア活動支援と育成、公園の利用活性化に積極的に取り組みます。
- ・ボランティアとの連携を円滑にかつ適切に進めていくために、各方面からの様々な意見や提案を集め、とりまとめ、形にして実践に結びつける「コーディネート力」「企画編集力」「ネットワーク力」「指導力」といった従業員の総合サポート能力を高めるための研修等を実施します。
- ・ボランティア活動の実施にあたっては、作業中の安全確保や必要なボランティア保険への加入等、安全管理を徹底します。

2) ボランティア活動の運営

私たちが立ち上げたボランティア組織を運営し、参加者を増やす事に努めます。

① ボランティア組織との協働による果樹園の魅力づくり

- ・「ふるさと果樹園ゾーン」については、地域の専門家 や近隣施設、ボランティアの方々との協働で、果樹園のさらなる活性化や、伝統的な風致景観の継承に取り組むため、ボランティア組織として「みかんの会」を運営します。
- ・ボランティアとの協働で果樹園の適正な維持管理に取り組み、ふるさとを感じる景観づくりに取り組みます。
- ・果樹の収穫時期にあわせて、収穫祭イベントを開催し、ボランティア団体の方々や、近隣農家・農業関係団体等と連携して、公園や地域全体のにぎわいを創出し、育てた果実等の収穫を楽しんでいただきます。

② 樹林地の竹林活用

- ・「樹林地ゾーン」の竹林についてもボランティア活動のフィールドとして、地域の方々や県と協議の上、徐々に取り組みの充実を図っていきます。ボランティアの方々との協働による竹林の景観維持や、伐採した竹を材料に使った協働イベントの実施等に取り組みます。

③ その他ボランティアとの協働によるイベント実施

- ・植栽管理だけでなく、公園のイベント等においてもボランティアの方々との連携し、魅力あるプログラムの提供により地域コミュニティの活性化に取り組みます。

4)「フラワーガーデン友の会」との懇談会実施

- ・本公園のボランティアと、小田原フラワーガーデンで活動している「フラワーガーデン友の会」での合同研修や相互の施設見学、情報交換会等を行なう「ボランティア懇談会」を実施し、相互のボランティア団体の交流促進や、地域全体のコミュニティ活性化を支援します。

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

1) 神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡会、ミュージアム・リレーへの参加

- ・神奈川県立生命の星・地球博物館が主催し、小田原・箱根・真鶴等の50を越えるミュージアム施設等が加盟している「神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡会（通称：WESKAMS）」に本公園も参加し、県内博物館・観光施設等との連携を強化します。
- ・加盟する施設との情報交換・相互理解のために、互いの施設を訪問・見学する「ミュージアム・リレー」に参加し、県民の方々への学習支援と地域文化発展の寄与に努めます。
- ・加盟施設の館長会議に参加し、積極的な情報交換や連携強化に取り組みます。

2) 都市計画公園小田原西部丘陵公園として、小田原フラワーガーデンとの連携強化

- ・両公園の回遊性を向上させるような一体的な広報、案内の実施

本公園と小田原フラワーガーデンとの合同パンフレット等を作成し、都市計画公園小田原西部丘陵公園としてより一体的な広報・情報発信を行います。また、本公園のパンフレット・イベントチラシを、小田原フラワーガーデンのチラシ設置先に一緒に設置することで、広報強化にも取り組みます。

両公園で施設概要や季節のみどころ情報を共有し、お互いに案内することで相互送客を促進させます。

- ・合同クイズラリーの実施

大型連休期間に、本公園と小田原フラワーガーデンの合同クイズラリーを実施しており、利用者からも好評を得ています。新たに初心者向け・上級者向けコースの設定や問題パネルの設置箇所を増やす等、内容をさらに拡充させます。

3) その他県内施設等との連携

- ・ロゲイニング等の開催を通じ、地域の施設と連携かつ共栄を図ります。
- ・西武造園(株)が管理運営する横須賀市「くりはま花の国」・「三笠公園」、横浜市「アメリカ山公園」等、私たちは神奈川県内の公園の管理運営に数多く携わっています。これらの県西地域の公園と、チラシの設置やホームページの相互リンクといった広報や、連携イベントの実施等を積極的に行ないます。
- ・「小田原城址公園」や「小田原市いこいの森」、「小田原こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園」等の周辺施設との連携にも取り組みます。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

- 委託業務については優先的に県内企業へ発注することで効率化を図るとともに、地域経済の活性化や、迅速できめ細やかなサービス提供、環境負荷軽減に配慮します。
- イベント等で使う材料や花苗については地元特産品を地元企業に発注することで、その由来や地域の歴史解説等を織り交ぜたプログラムを実施します。地域文化の伝承や郷土愛を育み、地産地消の促進や、利用者の満足度向上につながるような工夫をします。
- 業務委託先企業との協力体制を整え、緊急時や災害発生時における連携や、災害後の速やかな清掃・整備作業の実施に努めます。

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

1) 教育機関と連携した職業体験等の受入れ

- 企業の社会貢献事業に資する場として、教育機関と連携した環境学習・総合学習の実施や、小中学校をはじめとした地域の教育機関と連携し、花壇づくりや植物観察、写生大会等を通じた環境学習・総合学習を積極的に受け入れます。
- 東京農業大学等と連携し、学芸員実習やインターンシップを受け入れ、教育機関と協議上で作成した研修プログラムを実施します。

2) 花苗の出張植え付け等、地域の緑化推進

- 本公園の管理運営方針であるクリーンエネルギーの活用や、環境共生型のモデル公園としての考え方にに基づき、公園だけでなく地域全体の緑化推進や花いっぱいの街づくりに積極的に取り組みます。
- ボランティアと協働で育てた花苗を近隣幼稚園に提供し、ともに植え付ける取り組みを実施します。
- 本公園の従業員が近隣教育機関等に出向き、花壇作りや緑のカーテン作りの出前講座等を実施することで、植物や環境保全、本公園についての情報を発信し、地域の環境学習機会の提供を積極的に図っていきます。

3) 授産施設からの物品購入等について

- 大型イベントの開催時等、園内に人が多く集まる機会に、近隣や神奈川県内の授産施設に呼びかけ、お菓子やパン等の軽食を販売します。
- 地域の授産施設との連携において下記公園等での実績があり、このノウハウを活かして本公園でも積極的な連携に取り組みます。

4) 社会保険等への適正加入への取り組み

- 業務の発注にあたっては、社会保険等に参加するための法定福利費が、発注者から元請企業、第三者委託先へ、更に個々の労働者まで適正に支払われるよう、社会保険未加入企業の排除や、加入指導を行なう等の対応を行います。

5) 自主事業の利益還元

- 物販や BBQ 等の自主事業で得た収入については、その利益の一部を花壇整備のための花苗購入や、ボランティア活動の運営費、利便性向上のための管理費等に還元し、経費の縮減と利用者サービスの向上を図ります。

【令和2年度実施内容】

- 地元人材の雇用を積極的に進めます。
- 公募作品の展示イベントや作品コンテスト等、地域で活動する方々の作品発表の場として公園を活用していただけるプログラムを1回以上実施します。
- 小田原市観光協会や箱根町観光協会と連携した広報活動や、小田原箱根商工会議所と連携したイベント開催等、公園が立地する小田原市の関係機関と多様な連携をします。
- 小田原市消防本部、小田原警察署や久野駐在所、地域防災団体、自治体等と日ごろからの情報共有を行ない、緊急時・災害時に備えた連絡・連携体制を整えます。また、近隣団体等との合同で防災訓練や防災体験イベントを実施し、地域防災力の向上を図ります。
- 果樹園のさらなる活性化や、伝統的な風致景観の継承に取り組むため、これらを平成28年度に立ち上げたボランティア組織の活動の一部とします。
- ボランティアの方々と協働による竹林の景観維持や、イベント等の連携に取り組みます。
- 「神奈川県西部地域ミュージアムズ連絡会（通称：WESKAMS）」に参加し、県内博物館・観光施設等との連携を強化します。
- 小田原フラワーガーデンとの合同イベントパンフレット等を作成し、都市計画公園小田原西部丘陵公園としてより一体的な広報・情報発信を行います。
- 小田原フラワーガーデンとの合同クイズラリーを実施し、新たに初心者向け・上級者向けコースの設定や問題パネルの設置箇所を増やす等、内容をさらに拡充させます。
- 優先的に県内企業へ発注することで効率化を図るとともに、地域経済の活性化や、迅速できめ細やかなサービス提供、環境負荷軽減に配慮します。
- イベント等で使う材料や花苗については地元特産品を地元企業に発注することで、その由来や地域の歴史解説等を織り交ぜたプログラムを実施します。
- 企業の社会貢献事業に資する場として、教育機関と連携した環境学習・総合学習の実施や、地域の教育機関と連携し、花壇づくりや環境学習・総合学習を積極的に受け入れる体制を整えます。
- 東京農業大学等と連携し、学芸員実習やインターンシップを受け入れる体制を整えます。
- 本公園の管理運営方針であるクリーンエネルギーの活用や、環境共生型のモデル公園としての考え方にに基づき、地域全体の緑化推進や花いっぱい街づくりに参加の準備をします。
- 大型イベントの開催時等、園内に人が多く集まる機会に、近隣や神奈川県内の授産施設に呼びかけ、お菓子やパン等の軽食を販売します。
- 業務の発注にあたっては、社会保険未加入企業の排除や、加入指導を行う等の対応をします。
- 物販やBBQ等の自主事業で得た収入について、その利益の一部を花壇整備のための花苗購入や、ボランティア活動の運営費、利便性向上のための管理費等に還元し、経費の縮減と利用者サービスの向上を図れるよう県と協議します。

計画書 11 「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

全国での管理運営実績等に基づくノウハウ活用や、質の高い人材の配置により、効率的な業務を実施します。特に、下記をポイントに収支を計画しています。

- ① 最小限の費用で最大限の効果を上げるよう、経費縮減と利用促進方策に基づく収入増加に努めます。
- ② 花のみどころづくりやボランティア活動のための管理費を計上し重点的な管理を実施します。
- ③ 利用促進サービスの1つとして、日本の暦「二十四節気」に基づくイベント等を開催するため、運営管理費（利用促進費）を計上しています。
- ④ 管理経費削減施策（(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等）を積極的に進めるとともに、直営従業員の技術力を高めます。特に、トイレ清掃や軽微な修繕、芝刈等の維持管理については直営で行なうことでよりきめ細やかかつ迅速に対応し、利用者サービスの質向上、施設の長寿命化にも努めます。
- ⑤ スケールメリットを活かした材料購入や共有資材の活用等により、イベント開催等の利用促進サービスを効率的に実施します。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

1) スケールメリットの活用

私たちは、県内及び首都圏を中心に全国で、指定管理者として公園等の管理運営に携わっています。そのスケールメリットを活用することで、効率的かつ効果的な取り組みを展開します。

- ・各公園で共通に使える缶バッチ機材、のぼり旗、ピプス（ユニフォーム）等、私たちが所有する共有資材を積極的に活用し、公園ごとでの製作費や手間を節減します。
- ・西武造園株で実施しているイベントのノウハウを共有・研修する「プログラムバンク」の活用、イベント情報共有ミーティング（年2回）への参加・成果の活用により、効率的・効果的にイベントを開催します。また、企画展示・イベントでは造作設備に費用をかけず、展示内容を充実させることを心がけます。
- ・伊豆箱根鉄道グループ、西武グループ等の広報ネットワークを活用し、広域的な情報発信を行います。
- ・本公園のパンフレット等制作物を、小田原フラワーガーデンと合同作成することで、より効果的・効率的な広報を行ない、印刷費や発送費のコストを縮減します。
- ・他公園と連携したチューリップ球根やサフィニア等の花苗や資材の一括購入により単価を引き下げ、管理費を縮減します。
- ・受水槽等の設備や自家用電気工作物等の保守点検は小田原フラワーガーデンと一括発注することで、コスト縮減を図ります。

2) 委託・発注方法の見直し

委託・発注方法を見直し、県内業者へ優先的に発注することで業務の効率化を進めます。なお、業務の発注にあたり、社会保険等に加入するための法定福利費が適正に支払われるよう、社会保険未加入企業は排除する等の対応を行ないます。

- ・公園の維持管理・修繕作業はできる限り直営従業員が実施することで経費削減に努めます。
- ・代表企業の社内規程に基づき複数社から見積もりをとり、適正価格での発注に努めます。
- ・複数年契約とする等コスト縮減策を講じます。

3) 光熱水費の無駄の解消

- ・照明点灯時間の季節・天候による見直し、白熱電球の電球型蛍光灯 LED への交換、こまめな消灯等によって照明費を縮減します。
- ・管理事務所（パークセンター）等のエアコン設定温度（夏：28℃、冬：24℃）に配慮します。
- ・従業員一人ひとりの意識を高め、こまめな節約を心がけます。

4) 早期発見ときめ細やかな対応

- 長期的視点に立って建設費、管理費を総合的にとらえ、施設の長寿命化を進めるため、施設の不備等を早期に発見し、きめ細やかな対応を行います。特に、ローラー滑り台や遊具については、毎日の点検によって安全管理を徹底し、軽微な修繕は直営によって実施できるようにします。
- 日常の巡回や施設の点検を徹底します。施設の損傷や樹木の病虫被害を早期に発見することによって被害の拡大を防ぎ、修繕費や委託費を縮減します。

5) マルチスタッフによる直営の維持管理修繕

- 配置従業員にマルチスタッフとして様々な管理業務を習得させ、時間の有効活用を図ることで、人件費を削減します。
- マルチスタッフによる維持管理修繕作業により、外部委託による修繕費を削減しつつ、日常維持管理業務の一環として充実した修繕作業を行います。特に、トイレ清掃については、直営で実施することによってきめ細やかな管理と品質向上を図るとともに、コスト削減につなげます。
- 業務内容に応じて適正な従業員を配置し、効率的な業務遂行により経費を縮減します。従業員は常にコスト意識を持って業務に当たり、PDCAに基づいた業務改善を行います。

6) 管理技術の向上・効率化の工夫

管理をより効率的・効果的に行うため、技術向上や工夫を行い、管理費の縮減を図ります。

- 清掃、草刈り、軽微な修繕等は一従業員で対応できる作業については直営で実施し、維持管理委託費を縮減します。
- ローメンテナンスの宿根草の活用や、直営従業員による花苗育成により、植栽管理費を削減します。
- 草花は可能な限り種から育苗し、苗の購入費を節減します。

【令和2年度実施内容】

- 各公園で共通に使える共有資材を積極的に活用し、公園ごとでの製作費や手間を節減します。
- 伊豆箱根鉄道グループ、西武グループ等の広報ネットワークを活用し、広域的な情報発信を行います。
- 本公園のパンフレット等制作物を、小田原フラワーガーデンと合同作成することで、より効果的・効率的な広報を行ない、印刷費や発送費のコストを縮減します。
- スケールメリットを活かした経費節減を行います。
- 日常の巡回や施設の点検を徹底します。施設の損傷や樹木の病虫被害を早期に発見することによって被害の拡大を防ぎ、修繕費や委託費を縮減します。
- マルチスタッフによる維持管理修繕作業により、外部委託による修繕費を削減します。
- 他公園と連携したチューリップ球根やサフィニア等の花苗や資材の一括購入により単価を引き下げ、管理費を縮減します。
- 浄化槽等の設備や自家用電気工作物等の保守点検は小田原フラワーガーデンと同一業者へ発注することで、コスト縮減を図ります。
- 県内業者へ優先的に発注することで業務の効率化を進めます。
- 業務の発注にあたり、社会保険等に参加するための法定福利費が適正に支払われるよう、社会保険未加入企業は排除する等の対応を行ないます。
- 公園の維持管理・修繕作業は可能な限り直営従業員が実施し、経費削減に努めます。
- 西武造園の社内規程に基づき複数社から見積りを取り、適正価格での発注に努めます。
- 複数年契約等のコスト縮減策を講じます。
- 照明点灯時間の季節・天候による見直し、白熱電球・蛍光灯の電球型蛍光灯 LED への交換を進めます。
- 管理事務所（パークセンター）等のエアコン設定温度（夏：28℃、冬：24℃）に配慮します。
- 従業員一人ひとりの意識を高め、こまめな節約を心がけます。
- 施設の長寿命化を進めるため、施設の不備等を早期に発見し、きめ細やかな対応を行います。特に、ローラー滑り台や遊具については、毎日の点検によって安全管理を徹底し、軽微な修繕は直営によって実施できるようにします。
- マルチスタッフによる維持管理修繕作業により、外部委託による修繕費を削減しつつ、日常維持管理業務の一環として充実した修繕作業を行います。特に、トイレ清掃については、直営で実施することによってきめ細やかな管理と品質向上を図るとともに、コスト縮減につなげます。
- 清掃、草刈り、軽微な修繕等、従業員で対応できる作業については直営で実施し、維持管理委託費を縮減します。
- ローメンテナンスの宿根草の活用や、直営従業員による種からの花苗育苗を試行し、花苗購入費の節減による植栽管理費の縮減を試みます。

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

1) 現地責任者の役割及び経歴、主要従業員の役割分担について

- 現地責任者や主要従業員の配置等については下記の表に示す通りです。
- 災害発生時等には緊急時体制を速やかに整えます。
- ローラー滑り台の利用安全のため、監視員を1名常駐させます。

2) 県や指定管理者本部との連絡体制について

- 西武造園(株)内に本部を設置し、連絡調整や管理運営目標の設定、研修の企画、安全管理等本公園の管理運営を支援します。
- 県と綿密な連絡を行い常に情報共有し、円滑な管理運営を実践します。
- 本部(事業部長)→統括所長→所長という指揮系統をとります。

【令和2年度実施内容】

- 災害発生時等には主要従業員の緊急時体制を速やかに整えます。
- ローラー滑り台の利用安全のため、スタッフを監視員として1名常駐させます。
- 県と綿密な連絡を行い常に情報共有し、円滑な管理運営を実践します。

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

公共の施設である本公園の管理権限を代行する私たち指定管理者は、指定管理者としての責務を踏まえ、公正で公益的な管理運営を行います。

1) 関連する法令・条例等の遵守

定期的な内部・外部講習による法令研修を通じて、①地方自治法、②都市公園法、③都市公園法施行令、④都市公園法施行規則、⑤神奈川県都市公園条例、⑥神奈川県都市公園条例施行規則、⑦神奈川県都市公園施設利用規則、⑧労働基準法、⑨労働安全衛生法、⑩最低賃金法、その他関連法令等を遵守し、適正に管理運営を行います。

2) 構成各社による運営委員会の設置

私たちは、業務水準を維持し、安定的・継続的に指定管理業務を遂行するため、指定管理料を算定する際に法令遵守、社会的水準に則り、運営委員会で代表企業および構成員の各社が適正価格を協議し決裁した上で、予算を適正な価格に設定します。

3) 男女共同参画、女性雇用促進、ワーク・ライフ・バランスへの配慮について

「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」「神奈川県男女共同参画推進条例」「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」の考え方に準拠し雇用への配慮を行ないます。利用者に対しても公平・公正な扱いを徹底します。

① 男女共同参画

- ・性別に左右されることなく有能な人材を採用し、仕事の役割や地位等についても性別で固定することはいたしません。
- ・男女差別につながるような言葉や表現を用いませぬ。
- ・会合等、性別に関係ない均等な発言機会に配慮します。
- ・地域の慣例や習慣、制度に捉われることなく、固定的な性別分業の慣行を廃止します。

② 女性の雇用促進

- ・西武造園(株)の雇用人員のうち 4 割が女性従業員であり、女性の管理職登用も増えています。今後も女性が活躍できるような職場環境を整え、積極的な女性の雇用を促進します。

③ ワーク・ライフ・バランス施策の導入

- ・内閣府の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、神奈川県を含む九都県市のワーク・ライフ・バランス推進への取り組み、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証制度」等に基づく企業活動を行ないます。
- ・西武造園(株)における育児短時間勤務については小学校就学始期（6歳）までを対象にしており、「育児・介護休業法」に定められた措置よりも高い水準で積極的に子育て環境を支援する制度を設けています。
- ・「神奈川県子ども・子育て支援推進条例(平成 19 年 10 月施行)」に基づく子育て支援に取り組む事業者認証制度について、神奈川県人権男女共同参画課のご指導等をいただき、神奈川県内に本部事業所をおく構成企業(または共同体)で認証取得を目指します。

3) 反社会的勢力との関係遮断

- ・私たちは反社会的勢力との関係を遮断するため、代表企業で反社会的勢力対応基本規程を整備しています。私たちは当規程に基づき、社内体制の整備・従業員の安全確保・外部専門機関との連携等に取り組み、「神奈川県暴力団排除条例」を遵守して、随時県に報告・相談し、情報を共有します。
- ・反社会的勢力による被害を防止するため、組織として対応し外部専門機関との連携を密にします。
- ・反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断し、裏取引や資金提供を禁止します。
- ・有事においては民事と刑事の法的対応を図ります。
- ・神奈川県警が開催する「反社会勢力対応講習（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条第 2 項に規定する講習）」に所長が参加します。

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

1) 個人情報の保護措置

イベント申し込みやボランティア活動等、個人情報を取り扱う機会が多いため、私たちは個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報保護法」をはじめとした関連法令に則り、実効的な手段と定期的な従業員研修等により個人情報の保護を徹底します。

個人情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報収集の際には、利用目的と範囲を明確にし、適法かつ公正な手段により最小限の正しい情報を収集します。法令規定や本人の同意がある場合を除き、第三者への個人情報開示・提供は行いません。
個人情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> • 私たちは「個人情報保護法」「神奈川県個人情報保護条例」「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき「個人情報保護規程」、「個人情報保護マニュアル」を作成しており、研修等を通じて全従業員へ周知徹底します。 • 個人情報保護研修を定期的に行い、改ざん、滅失及び流出の事故を未然防止します。 • 個人情報取扱責任者(個人情報の安全管理確認)、取扱者(実際に個人情報を収集・使用する人)を選定し、それ以外の従業員は個人情報の取扱いをできないようにします。 • 個人情報を扱う場合はデータを一括管理し、個人情報取扱責任者及び取扱者以外の方が使用できないよう、パスワード(定期的変更)によるセキュリティを充実させます。 • イベント等の記録や取材撮影の際は、必ず参加者から事前に同意を得て行います。 • 利用目的の達成に必要な範囲で、個人データ(個人情報データベースを構成する個人情報)を正確かつ最新の内容に保ちます。 • 不要情報は速やかにデータを消去し、文書はシュレッダー処理後、廃棄します。
プライバシーポリシー明示	<ul style="list-style-type: none"> • プライバシーポリシーを作成し、必要に応じて明示します。
情報流出時の対応	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報取扱いへの苦情があった場合は、適切かつ迅速に対応します。また万が一、個人情報が流出した場合は直ちに被害を最小限に抑え、再発防止措置をとります。個人情報保護責任者が速やかに県へ報告し、被害状況(流出内容・範囲)を把握します。 • 対象者に情報流出内容を連絡し、誠意ある謝罪をします。 • 流出した個人の情報を回収し、二次被害を防止します。 • 発生経過・発生原因を県に報告します。 • 再発防止策の会議を行い、保管等の改善を行います。
その他(肖像権への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> • イベント等の記録や取材撮影の際は、必ず参加者から事前に同意を得て行いません。

2) 情報公開制度の適正な運用

- 神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)に基づく開示請求が行われた場合には、県の要請に従い、必要な情報を提供します。
- 本公園の業務に関して作成または取得した文書等については、指定管理業務に関する文書提出要求に適切に対応します。そのために文書管理規程を定め、これに基づき適正に管理するとともに、情報の公開に関し必要な措置を講じます。
- 私たちは、県政に関する「知る権利」が十分尊重されるよう、規程に基づき適正に運用します。
- 業務上保有する個人情報については、利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申出先について本人に分かるようにします。
- 本人から直接求められた場合には、保有する個人情報を開示します。
- 保有個人情報の内容に誤りがある場合は、本人の求めに応じ訂正・追加・削除等を行います。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

代表企業の西武造園(株)は“人”と“みどり”の環境創造サービス企業です。神奈川県環

境基本計画に基づき、将来につなぐ、良好な環境の保全と創造、「恵み豊かな地域環境づくり」、「持続可能な社会づくり」、「協働・連携を進める人づくり」の実現にむけ、自然環境の保全（再生）と自然共生型社会の実現、低炭素社会の構築、循環型社会の形成に配慮した取り組みを実施します。

また、本公園の自然環境保全方針に基づき、多様な植生を保全し、生物多様性と緑地の機能を適切に保つことで、多様な生物の生育環境となるよう配慮します。

1) 環境マネジメントシステム

- ・西武造園(株)では、平成26年2月1日付でISO14001（環境マネジメントシステム）を認証取得しています（認証番号BCJ-EMS-0181）。本公園でもそのシステムに則り、環境に配慮した管理運営を実施します。

2) 環境への負荷の軽減

- ・「神奈川県環境方針（平成23年6月1日制定）」を遵守し、省エネルギー、省資源、廃棄物減量等の環境への負荷の低減に努めます。
- ・省エネ法の改正（平成22年4月施行）に基づき、施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、年1回県へ報告します。
- ・事業所内でこまめな消灯・節水等を心がけ、従業員の意識を高めます。
- ・節電、節水等の呼びかけを掲示し、利用者への理解協力を求めます。
- ・施設におけるエネルギー使用量を年1回県へ報告します。
- ・自動販売機の設置（自主事業）に際しては、太陽光発電式等の省エネルギータイプや環境配慮型の機種を積極的に導入します。
- ・神奈川県グリーン購入基本方針に基づき、環境負荷が小さい製品（省電力・リサイクル可能な素材等）の優先購入、過剰包装辞退等を実施します。

3) 自然環境の保全と創出

- ・樹林地や園内樹木の維持管理で発生する間伐材・剪定枝を資源と捉え、チップ化しマルチング材とする等の活用を図り、廃棄物減量に努めます。

(4) 障がい者雇用促進の考え方

私たちは、誰もが快適に利用できる公園づくりを進める上で、障がい者が従業員であることでさらにユニバーサルデザインの向上を図ることができると考えます。

1) 障がい者の雇用

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の積極的雇用に努め、雇用率の確保等に取り組んでいます。

2) 授産施設からの物品購入等

- ・代表企業が指定管理者となっている公園では、地域の授産施設との連携実績があり、そのノウハウを活かして本公園でも積極的に連携します。

【令和2年度実施内容】

- 定期的な内部・外部講習による法令研修を通じて、関連法令等を遵守し、適正に管理運営を行います。
- 配属後も年1回従業員全員を対象にしたコンプライアンス研修・法令研修を実施します。
- 週1回、朝礼時にコンプライアンスマニュアルの読み合わせを行います。
- 男女共同参画、女性雇用促進、ワーク・ライフ・バランスへ配慮した運営を心掛けます。
- 代表企業で設定している反社会的勢力対応基本規程に基づき、社内体制の整備・従業員の安全確保・外部専門機関との連携等に取り組み、「神奈川県暴力団排除条例」を遵守して、随時県に報告・相談し、情報を共有します。
- 個人情報保護の重要性を認識し、「個人情報保護法」をはじめとした関連法令に則り、実効的な手段と定期的な従業員研修等により個人情報の保護を徹底します。
- 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）に基づく開示請求が行われた場合は、県の要請に従い、必要な情報を提供します。
- ISO14001（環境マネジメントシステム）に則り、環境に配慮した管理運営を実施します。
- 神奈川県環境基本計画に基づき、将来につなぐ、良好な環境の保全と創造、「恵み豊かな地域環境づくり」、「持続可能な社会づくり」、「協働・連携を進める人づくり」の実現にむけ、自然環境の保全（再生）と自然共生型社会の実現、低炭素社会の構築、循環型社会の形成に配慮した取り組みを実施します。
- 自然環境保全方針に基づき、多様な植生を保全し、生物多様性と緑地の機能を適切に保つことで、多様な生物の生育環境となるよう配慮します。
- 「神奈川県環境方針(平成23年6月1日制定)」を遵守し、省エネルギー、省資源、廃棄物減量等の環境への負荷の低減に努めます。
- 授産施設からの物品購入することで連携を図ります。